



(参考資料1)

電力・ガス取引監視等委員会 運営理念

委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

**すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を**

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く

これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、正確な情報

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観（バリュー）

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、情報収集・発信し、更なる高みを目指す

1. 委員会の審議経過

第385回	令和4年9月5日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第386回	令和4年9月6日	需給調整市場の監視について	非公開開催
第387回	令和4年9月12日	ガス小売事業の変更登録について	非公開開催
		ガスの特別な事後監視について	
		電気の卸取引の監視について	
第388回	令和4年9月21日	令和4年台風14号に係る特定小売供給約款の特例認可等について	書面開催
第389回	令和4年9月27日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に	公開開催
		ベースロード市場の監視について	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について	
		需給調整市場のシステムについて	
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の変更登録について	
第390回	令和4年9月27日	令和4年台風15号に伴う災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につい て	書面開催
第391回	令和4年10月4日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧 供給区域等の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第392回	令和4年10月11日	制度設計専門会合の構成員の変更について	公開開催
		電気の卸取引の監視について	非公開開催
第393回	令和4年10月21日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に	公開開催
		需給調整市場の監視について	非公開開催
		供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	
		ガスの特別な事後監視について	
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		容量市場2022年度メインオークションに係る事前監視の最終報告	
394回	令和4年11月1日	ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について	公開開催
		ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	非公開開催
		電気の小売取引の監視について	
		非化石価値取引市場2022年度第1回オークション監視結果の報告	
		小売電気事業の登録について	
第395回	令和4年11月11日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第396回	令和4年11月22日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に ついて	公開開催
		料金制度専門会合の構成員の変更について	非公開開催
		ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価について	
		需給調整市場のシステムについて	
		一般送配電事業者からの報告について	
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		電気の卸取引の監視について	
第397回	令和4年11月28日	新たな託送料金制度に基づく『収入の見通し』に関するこれまでの検証内	公開開催
第398回	令和4年11月30日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第399回	令和4年12月5日	小売電気事業に関する制度的措置に係る経済産業大臣への建議について	公開開催
		特定小売供給約款の変更認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への 電気の卸取引の監視について	非公開開催
第400回	令和4年12月13日	電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等につい	公開開催
		新たな託送料金制度に基づく「収入の見通し」に係る承認申請について	非公開開催
		「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について	
		一般ガス導管事業者の託送供給約款以外の供給条件の認可について	
第401回	令和4年12月20日	小売電気事業の登録について	公開開催
		日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について	
		新たな託送料金制度に基づく「収入の見通し」に係る審査結果について	非公開開催
		新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に	
		ガスの特別な事後監視について	
第402回	令和4年12月21日	令和4年12月17日から的大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認	書面開催
第403回	令和4年12月27日	令和4年12月22日から的大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認	書面開催
第404回	令和4年12月27日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第405回	令和5年1月5日	令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れに係る特定小売供給約款等の特例認可に	書面開催
第406回	令和5年1月10日	一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請について	公開開催
		送配電効率化・計画進捗確認 WG の設置について	
第407回	令和5年1月11日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第408回	令和5年1月13日	一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第409回	令和5年1月18日	一般送配電事業者からの報告について①	書面開催
		一般送配電事業者からの報告について②	
第410回	令和5年1月20日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に	公開開催
		一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請に係る審査結果につい	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について	
		2022年度電気事業監査について	
		一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		容量市場2022年度メインオークションに係る事後監視結果の報告について	
第411回	令和5年1月20日	ガス大手の小売経過措置料金規制解除に伴うコミットメントのフォロー	非公開開催
		ベースロード市場の監視について	
		一般送配電事業者からの報告について	
第412回	令和5年1月26日	令和5年1月24日から的大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認	書面開催
第413回	令和5年1月27日	令和5年1月24日から的大雪による災害に係る特定小売供給約款の特例認	書面開催

第414回	令和5年1月30日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第415回	令和5年2月3日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第416回	令和4年2月3日	特定小売供給約款の変更認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への 一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について	公開開催
		電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		電気の小売取引の監視について	非公開開催
		ガスの小売取引の監視について	
		非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）2022年度第2回オークショ 需給調整市場（三次調整力①）の監視について	
		一般送配電事業者からの報告について	
第417回	令和5年2月10日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第418回	令和5年2月14日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第419回	令和5年2月14日	一般ガス導管事業の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧 供給区域等の変更許可に関する意見聴取について	書面開催
第420回	令和4年2月22日	新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等に 一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について	公開開催
		一般送配電事業者からの報告について①	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について②	
		一般送配電事業者からの報告について②	
		小売電気事業の登録について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		熱供給事業の変更登録について	
第421回	令和5年3月3日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第422回	令和4年3月7日	レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る 経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）	公開開催
		電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		一般送配電事業者の2021年度収支状況の事後評価等について	
		ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価とりまとめについて	
		「発電側課金の導入について 中間とりまとめ（案）」のパブリックコメ	
		日本卸電力取引所の2023年度事業計画書・収支予算書の認可について	非公開開催
		一般送配電事業者からの報告について	
第423回	令和5年3月16日	小売供給の登録について	
		ベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出につい	公開開催
		みなし小売電気事業者による特定小売供給約款の認可申請に係る経済産業	
第424回	令和5年3月22日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
		再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について	非公開開催
第425回	令和4年3月23日	一般送配電事業者からの報告について	公開開催
		電気・ガス激変緩和対策に係る最終保障供給約款の特例承認等について	非公開開催
		電力広域的運営推進機関の2023年度予算及び事業計画の認可について	
		一般送配電事業者からの報告について	
		ガス小売事業の変更登録について	
		ガス小売事業者に対する監視について	
		ベースロード市場の監視について	
第426回	令和5年3月24日	電気の卸取引の監視について	
		託送供給等約款以外の供給条件の認可について	
第427回	令和5年3月24日	一般送配電事業者からの報告について	書面開催
第428回	令和5年3月30日	小売電気事業者に関する今後の対応について	書面開催
第429回	令和5年3月31日	電力の小売取引の監視について	書面開催
		一般送配電事業者からの報告について	非公開開催
		電気の卸取引の監視について	

2. 料金制度専門会合の審議経過

第18回	令和4年9月7日	制御不能費用及び事後検証費用の費用検証結果について 事業報酬率の検証結果について
第19回	令和4年9月15日	第17回専門会合におけるOPEXに係る指摘事項について CAPEXの費用検証結果について（統計査定結果） 次世代投資費用の費用検証結果について
第20回	令和4年9月22日	OPEXの費用検証結果について（統計査定結果） その他費用の検証結果について 前提計画（再エネ連系量想定）の確認内容の報告
第21回	令和4年10月5日	制御不能費用及び事後検証費用の検証結果について その他費用及び控除収益の検証結果について CAPEXの検証結果について（その他設備） 一般送配電事業者10社の収入の見通しに関する書類に係る「国民の声」の取扱いについて【御報告事項】
第22回	令和4年10月19日	OPEXの統計査定結果に係る各社からの申出内容等について CAPEXの検証結果について（無電柱化） その他費用の検証結果について（託送料） 制御不能費用の検証結果について（PCB処理費用）
第23回	令和4年10月26日	OPEXの統計査定結果に係る申出内容の検証結果について OPEXの統計査定結果に係る申出内容の検証結果について その他費用の検証結果について（修繕費、託送料） CAPEX（連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統）における投資量に対する施工力の妥当性の検証結果について
第24回	令和4年11月4日	CAPEX（連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統）の検証結果について CAPEXの検証結果について（再統計査定結果、高額案件） その他費用の検証結果について（修繕費、支障木伐採委託費、託送料） 次世代投資費用の検証結果について
第25回	令和4年11月14日	ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価 ガス導管事業者の託送収支の事後評価について 一般送配電事業者10社の収入の見通しに関する書類に係る『国民の声』の募集結果について【御報告事項】 消費者委員会・公共料金等専門調査会における検証事項について CAPEX（連系線・基幹系統）に係る特命発注の再検証結果について【御報告事項】 高額案件の内部検証プロセスの追加検証について【御報告事項】 効率化計画の検証結果について 次世代投資費用の検証結果について その他費用の検証結果について CAPEXの検証結果について（その他設備） CAPEXの検証結果について（その他投資） レートベース等の検証結果について
第26回	令和4年11月21日	効率化係数の設定対象について 次世代投資費用に係る確認内容の報告及び過去提示資料の修正について 一般送配電事業者の調達状況に係る確認内容の報告
第27回	令和4年11月28日	消費者委員会・公共料金等専門調査会における検証事項について 一般送配電事業者10社の収入の見通しに関する書類に対する『国民の声』への見解（案）について 収入の見通しに関するこれまでの検証内容について
第28回	令和4年12月7日	消費者委員会公共料金等専門調査会意見について 配電工事（需要・電源対応）における工事単価の分析について 特定小売供給約款の変更認可申請について
第29回	令和4年12月19日	第1部（託送料金関係） 消費者庁提出資料について 第2部（小売規制料金関係） 前回会合及び書面で頂いた御意見等について 経営効率化について

第30回	令和4年12月26日	第1部（託送料金関係）
		「収入の見通し」の検証に係る第2規制期間に向けた指摘事項について
		送配電効率化・計画進捗確認 WG（仮称）の設置等について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		需要想定・供給力について
第31回	令和5年1月11日	購入・販売電力料について
		第1部（託送料金関係）
		一般送配電事業者による託送供給等約款の認可申請について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		人員計画・人件費について
第32回	令和5年1月19日	燃料費について
		第1部（託送料金関係）
		託送料金の算定における費用配賦、一トメークの審査について
		一般送配電事業者 10 社の託送供給等約款の認可申請に対する『国民の声』への見解（案）について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
第33回	令和5年1月27日	原子力バックエンド費用について
		設備投資・事業報酬について
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		消費者庁からの提出資料について
		事業報酬について
		控除収益について
第34回	令和5年2月6日	公租公課について
		需要想定・供給力について
		第1部（託送料金関係）
		託送料金に係る消費者庁からの再意見について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
第35回	令和5年2月15日	公聴会（沖縄・四国）の結果概要について
		特定小売供給約款の変更認可申請について
		修繕費について
		その他経費について
		人員計画・人件費について
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
第36回	令和5年2月24日	「公聴会」及び「国民の声」について
		消費者庁からの提出資料について
		その他経費について
		燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準について
		経営効率化について
		需要想定・供給力について
第37回	令和5年2月24日	第1部（電気・ガスの事後評価関係）
		2021年度一般送配電事業者の収支状況の事後評価等について
		電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価等について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		公聴会（北陸・東北）の結果概要について
第38回	令和5年2月24日	費用の配賦について
		人員計画・人件費について

第37回	令和5年3月3日	第1部（ガスの事後評価関係）
		ガス導管事業者の託送収支の事後評価について
		第2部（小売規制料金関係）
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		燃料費等の採録期間について
		設備投資・事業報酬について
		控除収益について
	令和5年3月3日	一般送配電事業者及びガス導管事業者の2021年度事後評価とりまとめ
第38回	令和5年3月15日	レベニューキャップ制度の導入に伴う特定小売供給約款の変更届出について
		これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		消費者庁からの提出資料について
		燃料費等の採録期間について
		原子力バックエンド費用について
		修繕費について
		公租公課について
第39回	令和5年3月24日	これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について
		消費者庁及び消費者委員会からの御意見等に関する現時点での取組状況等について
		購入・販売電力料について
		経営効率化について
		その他経費について

3. 制度設計専門会合の審議経過

第77回	令和4年9月26日	小売電気事業者に関する最近の動向及び今後の対応について
		2022年度冬季の追加供給力公募（kW 公募）の調達結果の事後確認について
		発電実績の公開について
第78回	令和4年10月25日	自主的取組・競争状態のモニタリング報告（令和4年4月～6月期）
		需給調整市場（三次調整力②）の運用状況について
		小売電気事業者に関する今後の対応について
		2022年度夏季の追加供給力公募（kW 公募）及び追加電力量公募（kWh 公募）の運用結果の事後確認等について
第79回	令和4年11月25日	小売重点モニタリング調査結果について
		需給調整市場（三次調整力②）の運用状況を踏まえた制度の改善について
		2022 年度冬季追加電力量公募（kWh 公募）の調達結果の事後確認について
		インバランス料金単価諸元誤り時の対応等について
		旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について
第80回	令和4年12月22日	ベースロード市場に関する検討について
		スポット市場における事前的措置の対象事業者の範囲について
		2022 年度冬季追加供給力公募（kW 公募）の必要量未達分調達結果の事後確認について
		東京エリアにおける2026年度向けブラックスタート機能公募について
		発電側課金に係る検討について
		市場間相場操縦の監視について
第81回	令和5年1月30日	ベースロード市場に関する検討について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告（令和4年7月～9月期）
		一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について【報告事項】
		発電側課金の詳細設計について
		一般送配電事業者による調整力等の調達結果及び需給調整市場について
第82回	令和5年2月20日	2026年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等について
		2022年度冬季追加供給力公募（kW 公募）の精算時の課題について
		一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について
		発電側課金について
		新インバランス料金制度における補正インバランス料金の見直しについて
第83回	令和5年3月27日	ベースロード市場に関する検討について
		スポット市場価格の動向等について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		2023年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲について
		2026年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認（追加調査）等について
		2022年度冬季の追加電力量公募（kWh 公募）の運用結果の事後確認等について
		最終保障供給原資のスポット市場からの調達に係る影響分析について
		現時点における旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の評価方針（案）について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告（令和4年10月～12月期）

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など(令和4年9月～令和5年3月)

<勧告・建議>

	令和4年9月 ～令和5年3月	
	件数	内訳
事業者勧告 【第66条の12第1項】	1	・中国電力に対する業務改善勧告(燃料消費抑制を目的としたスポット市場での高値買い)
大臣勧告 【第66条の13第1項】	1	・一般送配電事業者の情報漏えい事案に関する、経済産業大臣への勧告
建議 【第66条の14第1項】	2	・小売電気事業に関する制度的措置の建議 ・「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和4年9月 ～令和5年3月
小売電気事業登録 【第2条の2】	10
小売登録の取消し 【第2条の9】	0
小売供給登録 【第27条の15】	2
特定供給の許可 【第27条の30第1項】	0
卸電力取引所業務規程変更認可 【第99条第1項】	2
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第99条の6】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第21条第2項ただし書】	58

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	0
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	0
電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】	1
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	0
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	1
特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	78
ベニューキャップ制度の導入に伴う 特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項、 第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項】	6 (※ 1)
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	28
最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 1 項】	0 (※ 1)
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	74
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給等に係る収入の見通しの承認 【第 17 条の 2 第 1 項】	10
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】	10 (※ 1)

託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】	10
託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】	0
再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 【再エネ特措法第 18 条第 2 項ただし書】	20

(2) ガス

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
ガス小売事業登録 【第 3 条】	0
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	32
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項によりなおその効力を有する旧法第 20 条但し書】	14
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	39
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第 2 弾改正法附則第 22 条第 2 項】	2 (うち 1 (※ 1))
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	7
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	1
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	1 (※ 1)

託送供給約款以外の供給条件の認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	22
一般ガス導管事業者たる法人の分割の認可 【第 42 条第 2 項】	0

(3) 熱

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
熱供給事業登録 【第 3 条】	0
熱供給事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	13 (※ 2)

(2) ガス

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	2 (※ 2)
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	24 (※ 2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項、旧ガス事業法第 20 条ただし書】	2
指定旧供給区域等の変更の許可 【第 3 弾法附則第 23 条第 1 項】	0
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 24 条第 1 項】	0
指定旧供給地点の指定解除 【第 3 弾法附則第 28 条第 2 項】	74 (※ 2)

指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の6第2項ただし書】	42（※2）
指定旧供給地点の変更の許可 【第3弾法附則第29条第1項】	72（※2）
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第3弾法附則第30条第1項】	18（※2）
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第48条第1項ただし書】	10（※2）
託送供給約款の変更認可 【第48条第2項】	1（※2）
託送供給約款の特例認可 【第48条第3項ただし書】	17（※2）
最終保障供給の特例承認 【第51条第2項ただし書】	1
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第76条第1項ただし書】	4（※2）
旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】	1（※2）
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】	1（※2）
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】	47（※2）
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】	0（※2）
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】	0（※2）
原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について	2（※1）

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項及び第 50 条第 1 項】	2 (※ 1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	8 (※ 1)

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 電気事業法に基づく電気の特定期供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月までの実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。

経 済 産 業 省

20230331電委第1号
令和5年3月31日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案について (勧告)

標記について、当委員会において調査した結果、電気事業法第66条の13第1項に基づき関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社に対し、別紙のとおり業務改善命令を行うよう勧告します。

1. 今般の一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えい事案は、一般送配電事業者の中立性・公正性を疑わせ、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがしかねないもの。今後、このような事案が再度発生しないよう、電力の適正な取引の確保を図る観点から、関西電力株式会社及び九州電力株式会社に対して電気事業法第2条の17第1項に基づき、並びに、関西電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社に対して電気事業法第27条第1項に基づき、業務改善命令として、以下の措置の実施を命令する。

2. 業務改善命令として実施を求める措置

(1) 関西電力送配電株式会社

- ① 関西電力株式会社と協議の上で、託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消する計画を立案し、経済産業大臣が指定する期日までに計画を提出する。計画の進捗状況を定期的に経済産業省に報告しつつ、当該計画を実施する。
- ② 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。
内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも3.（1）に記載の事項・観点を満たすものとし、経済産業大臣が指定する期日までに提出した上で、以降も定期的に状況を報告する。
- ③ 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。

(2) 関西電力株式会社

- ① 関西電力送配電株式会社と協議の上で、一般送配電事業者が保有する託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消する計画を立案し、経済産業大臣が指定する期日までに計画を提出する。計画の進捗状況を定期的に経済産業省に報告しつつ、当該計画を実施する。
- ② 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。
内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも3.（2）に記載の事項・観点を満たすものとし、経済産業大臣が指定する期日までに提出した上で、以降も定期的に状況を報告する。
- ③ 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。

(3) 九州電力送配電株式会社

- ① 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。

内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも3.（1）に記載の事項・観点を満たすものとし、経済産業大臣が指定する期日までに提出した上で、以降も定期的に状況を報告する。

- ②事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。

（4）九州電力株式会社

- ①行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。

内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも3.（2）に記載の事項・観点を満たすものとし、経済産業大臣が指定する期日までに提出した上で、以降も定期的に状況を報告する。

- ②事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。

（5）中国電力ネットワーク株式会社

- ①中国電力株式会社と協議の上で、一般送配電事業者が保有する託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消する計画を立案し、経済産業大臣が指定する期日までに計画を提出する。計画の進捗状況を定期的に経済産業省に報告しつつ、当該計画を実施する。

- ②行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施する。

内部統制の抜本的強化策の検討にあたっては、少なくとも3.（1）に記載の事項・観点を満たすものとし、経済産業大臣が指定する期日までに提出した上で、以降も定期的に状況を報告する。

- ③事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行う。

3. 内部統制の抜本的強化策の検討にあたって求める事項・観点

（1）一般送配電事業者

	確認する観点・事項
統制環境	- 体系的な内部統制体制を構築しているか。 - 行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着をどのように図っているか。 - 内部通報体制の整備など不正が発見されやすい環境を整えているか。
リスク評価	- 業務全体のリスク評価が行われているか。 - リスク評価の上で重要なデータやシステムが特定されているか。
統制措置	業務委託先の管理をどのように行っているか。

	- 物理的隔離の担保はどのように行っているか。 - 人事異動の際の管理はどのように行っているか。 - 非常災害対応の業務委託はどのように行っているか。 - 行為規制に関する定期的な社内研修はどのように行われているか。 - 行為規制に関係する社内意思決定の文書化や決裁はどのように行われているか。
情報と伝達 IT ガバナンス	- 情報システムの物理分割等に向けたスケジュールはどのようにになっているか。 - ID、パスワード管理はどのように行っているか。 - 重要なシステム発注を行う際の要件定義における確認体制はどのようにになっているか。
モニタリング	- アクセスログの解析をどのように行っているか。 - 独立かつ強力な内部監査体制が構築されているか。
その他	不正発生時に関係者の厳正な処分が行われているか。

上記観点・事項は、随時見直しを行うことがあり得る。

(2) みなし小売事業者

	確認する観点・事項
統制環境	- 体系的な内部統制体制を構築しているか。 - 行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着をどのように図っているか。 - 内部通報体制の整備など不正が発見されやすい環境を整えているか。
リスク評価	業務全体のリスク評価が行われているか。
統制措置	- 業務委託先の管理をどのように行っているか。 - 物理的隔離の担保はどのように行っているか。 - 人事異動の際の管理はどのように行っているか。 - 非常災害対応の業務委託はどのように行っているか。 - 行為規制に関する定期的な社内研修はどのように行われているか。 - 行為規制に関係する社内意思決定の文書化や決裁はどのように行われているか。
情報と伝達 IT ガバナンス	情報システムの物理分割等に向けたスケジュールはどのようにになっているか。
モニタリング	独立かつ強力な監査体制が構築されているか。
その他	不正発生時に関係者の厳正な処分が行われているか。

上記観点・事項は、随時見直しを行うことがあり得る。

以上

2021 年度 一般送配電事業者の収支状況の事後評価等 とりまとめ

2023 年 2 月 24 日

電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合

1. はじめに

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価等を実施した。

2. 2021 年度収支状況の事後評価等の結果概要

(1) 法令に基づく事後評価¹

2021 年度の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)²。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準となる一定の比率を超過した事業者はいなかった(フロー管理)。東京については、2017 年度収支から、ストック管理とフロー管理のそれぞれにおいて、廃炉等負担金を踏まえて他の一般送配電事業者に比べて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった。

¹ 2023 年 2 月 24 日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、電気事業監査の指摘等により変更の可能性はある。

² 2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。これを受け、電気事業法に基づく報告徴収を実施した結果、関西において超過契約額（約 4.6 億円）を確認（ほかの社は該当なし）しているが、現状の金額では、託送料金に対する値下げ命令の発動基準を超過していないことを確認済。

また、関西において、2021 年度中にインバランス料金誤算定が生じていたことが判明し、各社託送収支への影響額を算定中だが、再算定した額は再精算実施年度の託送収支に反映されるため、2021 年度の託送収支には勘案しない。

(2) 追加的な分析・検証

① 収支全体について

収入面については、節電・省エネ等の影響により電力需要が想定需要量を下回ったため、東北、北陸、沖縄を除く7社において、実績収入が想定原価(=想定収入)を下回った。特に、関西は想定収入を5%以上下回った。

費用面については、中部、北陸、九州、沖縄の4社において、実績費用が想定原価(=想定費用)を上回った。特に、沖縄は、離島供給に係る燃料費、給料手当や減価償却費等の増加により、想定費用を10%以上上回った。

全体的な傾向としては、実績収入が想定収入を下回る中で、費用のうち、設備関連費は抑制されているものの、人件費・委託費等が想定を上回っている。この結果、2021年度の託送収支においては、北海道、中部、関西、九州、沖縄の5社で当期超過利潤額がマイナス(当期欠損)となり、また、当期超過利潤累積額は、東京、九州を除く8社でマイナス(当期欠損累積)となった。

② 人件費・委託費等について

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発・運用等に係る委託費等が含まれる。

2021年度は、北海道、東京を除く8社で実績費用が想定費用を上回り、このうち、関西、九州の2社については、分社化に伴い一部費用が会社間取引になったことによる委託費の増加等により、また、沖縄については、経費対象人員数・給与水準の両面での給料手当の増加等により、想定費用を20%以上上回った。

人件費・委託費等については、原価算定時からの状況変化を踏まえると大幅な引き下げは難しいと考えられるものの、そうした状況においても引き続き効率化を追求していくべきである。

③ 設備関連費について

設備関連費には、修繕費、減価償却費、固定資産除却費等が含まれる。

2021年度は、沖縄を除く9社で実績費用が想定費用を下回り、このうち、北海道、東京、関西、中国、九州の5社については、主に競争的発注方法の拡大や工事効率化等による減価償却費や修繕費の減少等により想定費用を10%以上下回った。また、北海道、東北、北陸、関西、中国、九州の6社においては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少も一定程度寄与していた。

各社においては、引き続き、資材調達の合理化や点検周期の延伸化の取組等によるコスト削減に取り組みつつも、費用削減のみを目的として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス、安定供給等に必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならない。

3. おわりに

今回の事後評価の結果を踏まえ、①一般送配電事業者においては、電力需要が伸び悩む傾向の中でも、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかり行くと同時に、更なるコスト削減を促進することが重要となる。また、②資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会においては、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、本年4月より導入されるレベニューキャップ制度について、規制期間中のモニタリングや制度の適切な見直し等を実施していく。

以上

ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価 とりまとめ

2023年3月3日

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合

1. 背景

2017年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス小売事業についてはライセンス制が導入されるとともに全面自由化され、ガス導管事業については中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して2017年4月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2022年10月31日付けにて経済産業大臣から、同年10月27日付けにて各経済産業局長等から、ガス導管事業者の2021年度収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

2. ガス導管事業者の2021年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果

2021年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（220社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147社）について、2021年度の収支状況を評価し、以下のとおり対応することとした。

- ① 2021年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した事業者は、4社（仙南ガス、ENEOS エルエヌジーサービス、犬山瓦斯、中部電力ミライズ）であった。これらの事業者については、期日¹までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。
- ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者は、3社（広島ガス、福山ガス、山口合同ガス）であった。これらの事業者からは、

¹ 2023年1月1日：犬山瓦斯
2023年4月1日：仙南ガス、中部電力ミライズ
2024年4月1日：ENEOS エルエヌジーサービス

いずれも現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

(1) 料金改定の届出状況

上記①の事業者のうち、1月から12月の会計年度を採用している1社（犬山瓦斯）については、2022年12月中に託送供給約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って、託送供給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

また、4月から3月の会計年度を採用している事業者であって、届出期日が2023年4月1日とされている2社（仙南ガス、中部電力ミライズ）に対応方針を聴取したところ、いずれも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

(2) 法定の事後評価において基準を超過した事業者の料金値下げ届出内容の確認

上記3. (1) のとおり、2023年1月1日が届出期日とされていた1社（犬山瓦斯）については、所管の経済産業局長に対して期日までに託送供給約款の変更（料金値下げ）の届出が行われたため、新料金の妥当性の確認を行った。具体的には、新料金における需要量と費用の想定が、2019年度から2021年度の実績や今後の見込みを考慮した数字となっているか確認した。

① 需要量

事業者から聴取した情報をもとに分析したところ、2019～2021年度実績や2022年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、おおむね妥当な想定と考えられる。

② 費用

今回確認した1社については、総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べてより精緻に算定されていると考えられる。また、当該事業者の新料金における想定費用の考え方のヒアリング結果を踏まえても、旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由があり、新料金の想定はおおむね妥当なものと考えられる。

③ 本項目のまとめ

上記①、②のとおり、2023年1月1日が届出期日とされていた1社（犬山瓦斯）について、新料金における需要量と費用の想定はおおむね妥当と考えられる。

(参考 1)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
開催実績**

(2021 年度託送収支の事後評価に係るもの)

第 25 回料金制度専門会合 (2022/11/14)

・法令に基づく事後評価

第 37 回料金制度専門会合 (2023/3/3)

・追加的な分析・評価、とりまとめ

(参考2)

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
委員等名簿

＜座長＞

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

＜委員＞

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

＜専門委員＞

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

※第 25 回までオブザーバー、第 37 回から委員として御参加。

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター
& パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村上 千里 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会 理事

※第 25 回まで御参加。

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

原 郁子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談
員協会 理事

※第 37 回から御参加。

石井 照之 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

野田 太一 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室長

(敬称略)

経 済 産 業 省

20221202電委第3号

令和4年12月6日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業に関する制度的措置について (建議)

電力・ガス取引監視等委員会は、昨今の小売電気事業をとりまく市場環境等を踏まえて、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、必要な制度的対応等を検討しました。

これを踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け平成12・05・29資第16号）、「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定）等（以下「関係法令等」という。）に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

1. 小売電気事業の開始時に関する事項

- (1) 関係法令等において、法第2条の2に定める小売電気事業の登録の申請に際して、その申請者に対し、①小売電気事業に係る「事業上のリスク要因の分析」や「当該リスク要因への対策の検討」等（以下「リスク分析等」という。）に関する様式の提出を求めることや、②リスク分析等を踏まえた3年間の事業計画の提出を求めること等を規定すること。さらに、登録に当たっては、リスク分析等が適切に行われていること等を確認する旨を規定すること。

2. 小売電気事業の開始後に関する事項

- (1) 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者が、自身の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に分かりやすく情報提供することが「望ましい行為」である旨を規定すること。さらに、虚偽又は誤解を招く方法で、当該情報を提供することは、「問題となる行為」である旨を規定すること。

3. 小売電気事業の撤退時に関する事項

- (1) 関係法令等において、小売電気事業者が、その意思によって事業の全部を休止し、又は廃止しようとする場合（以下「全部休廃止時」という。）に求められる需要家への周知について、①30日以上（例えば60日）の周知期間を設ける必要があることや、②特に、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケース（特別高圧や高圧の契約を解除する場合等）は、90日以上周知期間を設ける必要があること等を規定すること。さらに、当該周知に当たって、①需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があることや、②需要家が容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。
- (2) 関係法令等において、小売電気事業者が、その意思によって事業の一部を休止し、又は廃止しようとする場合（以下「一部休廃止時」という。）であって、電気の利用者の利益を阻害すると考えられる場合には、法第2条の8第3項に準じて、(1)に記載した周知期間の確保や適切な周知等が必要となる旨を規定すること。
- (3) 「電力の小売営業に関する指針」において、託送料金等の未払い等に伴い、①小売電気事業者が、一般送配電事業者等から託送供給契約を解除される可能性を認識した場合であって、かつ、②当該契約解除を回避するための措置を講じることができる見込みが無いと小売電気事業者が自ら判断した場合について、小売電気事業者が需要家

に速やかに周知しないことは、「問題となる行為」である旨を規定すること。さらに、当該周知に当たって、全部休廃止時及び一部休廃止時と同様、①需要家が周知内容を確実に認識するような方法を用いる必要があることや、②需要家が容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること等を規定すること。

- (4) 「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業の休止・廃止や、料金の改定等、需要家からの苦情・問合せが増加すると見込まれる場合は、必要に応じて、苦情・問合せの処理体制を適時に見直すこと等が適切であり、こうした対応を怠ることが「問題となる行為」である旨を規定すること。
- (5) 「電力の小売営業に関する指針」において、需要家側から小売電気事業者に対し、小売供給契約の解約や、それに関連する問合せ等を行う際に、WEB やメールなど、複数の方法が利用可能となるよう、小売電気事業者が体制の整備を行うことが「望ましい行為」である旨を規定すること。

「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について

(趣旨)

制度設計専門会合での整理を踏まえ、機会費用・逸失利益の計上や起動費等の扱いに関して明確化する観点から、「需給調整市場ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議をいただきたい。

1. 経緯

需給調整市場における三次調整力②の取引について、今夏、約定価格が上昇した。8月には最高約定価格が 347.8 円/kW・30 分となり、過去最高となった。そのため、関係事業者に対して、本年 8 月の三次調整力②の入札価格等のデータに関して報告徴収を行うとともに、合理的な行動となる価格で入札を行っているかなどを確認するため、ヒアリング等を行った。

これを踏まえ、令和 4 年 10 月開催の第 78 回制度設計専門会合及び同年 11 月開催の第 79 回制度設計専門会合において、機会費用と逸失利益の計上、持ち下げ供出の扱い、起動費等の扱いに関する整理について議論・検討が行われ、とりまとめられた。

- 「機会費用と逸失利益の計上に関する整理」では、本ガイドラインにおける限界費用、卸電力市場価格(予想)等について明確化した。
- 「持ち下げ供出の扱いに関する整理」では、需給調整市場に対して起動供出機を供出し、同時に持ち下げ供出機も供出する場合の、持ち下げ供出機に関する入札価格の考え方を整理した。
- 「起動費等の扱いに関する整理」では、実需給時まで起動しなかったユニットの起動費の返還方法や、電源差替え時の価格の考え方等について整理した。

2. 今後の対応(案)

(1) 経済産業大臣への建議

上記の制度設計専門会合でとりまとめられた内容のうち、本ガイドラインの改定が必要な点について、別紙のとおり、経済産業大臣に建議することとしたい。

(2) 本ガイドライン以外での対応

上記の制度設計専門会合でとりまとめられた内容のうち、持ち下げ供出時の精算、実需給時まで起動しなかったユニットの起動費の返還、電源差替え時の価格の変更といった点については、電力需給調整力取引所に対して取引規程等に関する検討・対応を求めることとした。

(3) 継続的な検討事項

機会費用や逸失利益の考え方等については、引き続き、検討することとされた。

経 済 産 業 省

20221208電委第4号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について

令和3年3月に策定された「需給調整市場ガイドライン」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、機会費用・逸失利益の計上や起動費等の扱いに関して明確化する改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

需給調整市場ガイドライン 改定事項

- 限界費用に含まれる燃料コストについては、特段の事情がない限り、定格出力までの間の適切な価格を1つ選定する旨、記載する。また、揚水発電等の限界費用については、需給調整市場ガイドラインの調整力 kWh 市場における記載を参照する旨、記載する。
- 卸電力市場価格（予想）は、当該エリアのスポット市場価格と時間前市場価格の想定値の範囲内から、適切な価格を1つ選定する旨、記載する。なお、受け渡し日の前週に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）はスポット市場価格の想定価格とし、受け渡し日の前日に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）は時間前市場価格の想定価格とする旨、記載する。また、時間前市場価格の想定価格は、スポット市場価格を基に算定する旨、記載する。
- ΔkW 価格の算出に当たっては、「 ΔkW 価格 $\leq$ 当該電源等の逸失利益（機会費用） + 一定額等」の式を満たすようにし、「等」は売買手数料とする旨、記載する。
- 原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において工夫する点や、取り漏れが生じた起動費等については、当該年度の先々の取引において計上することを許容する旨、記載する。

需給調整市場（三次調整力②）の 運用状況を踏まえた制度の改善について

令和 4 年11月25日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

- 需給調整市場における三次調整力②の取引について、今夏、約定価格が上昇。8月には、最高約定価格が347.8円/kW・30分となり、過去最高となった。
- こうした価格高騰を踏まえ、関係事業者に対して、本年8月の三次調整力②の入札価格等のデータに関して報告徴収を行うとともに、合理的な行動となる価格で入札を行っているかなどを確認するため、ヒアリング等を行った。
- 前回の制度設計専門会合（10月25日）で、その分析結果を報告し、今後、持ち下げ供出や起動費の扱い等について整理することとした。
- 今回は、前回会合を踏まえ、検討事項に関する整理（案）等について御議論いただく。

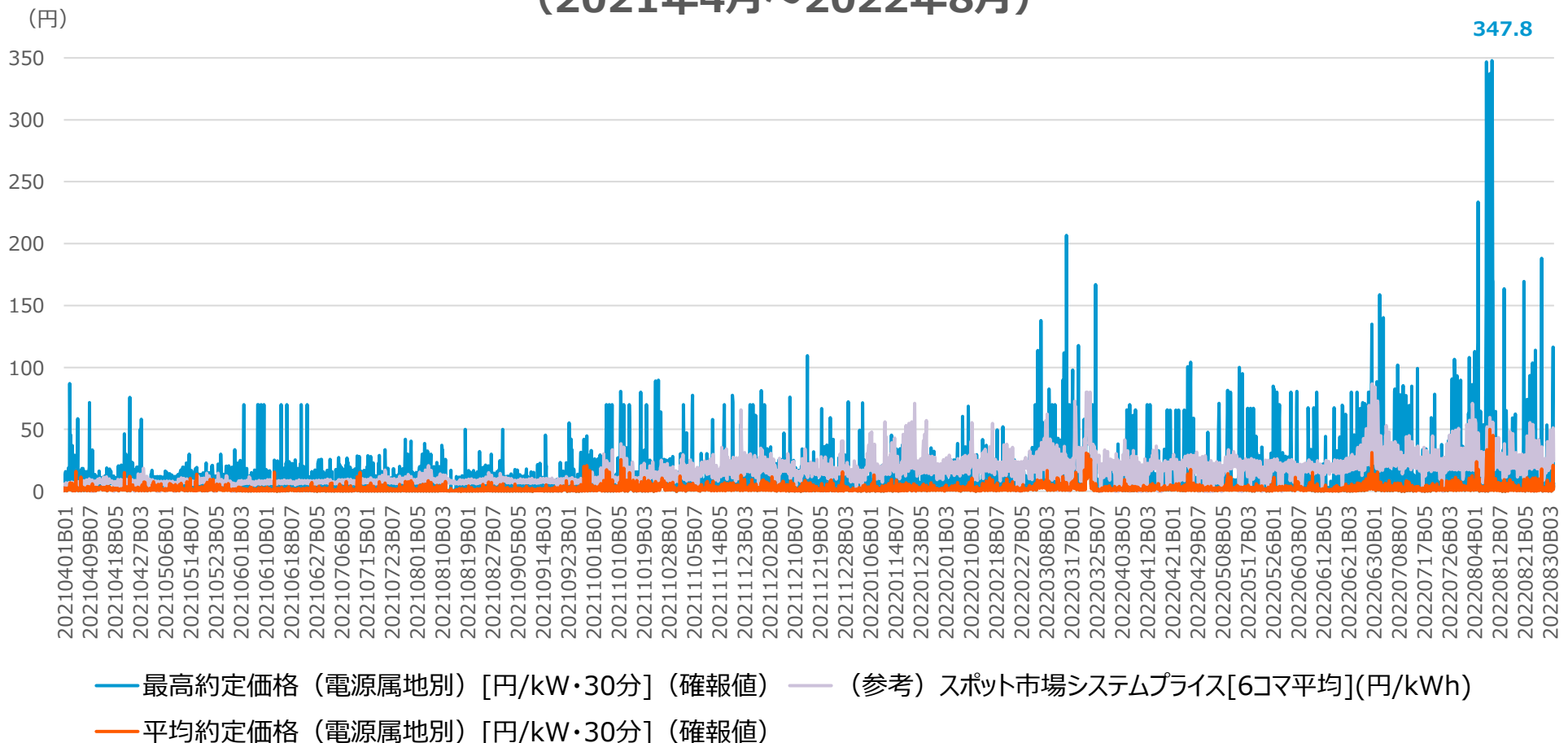
三次調整力②の約定価格の推移

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 三次調整力②の約定価格は、本年8月に高い価格となった（最高約定価格は347.8円/kW・30分）。
- なお、スポット市場のシステムプライスが上昇する際には、三次調整力②も上昇する傾向にある。

三次調整力②の約定価格とスポット市場システムプライスの推移 (2021年4月～2022年8月)

(2022年8月10日4ブロック目)



- 「適正な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）において、**各事業者は、調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい**とされている。また、その**詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること**とされている。

需給調整市場ガイドライン（2021年3月）
（抜粋・一部強調）

2021年度から開設される需給調整市場において、その適正な取引を確保するための措置については、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、当分の間、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の事後的な措置に加えて、上乗せ措置として、**市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを要請するという事前的措置を講じることとされた。**

この**事前的措置の考え方については、大きな市場支配力を有する事業者**（地域間連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む。）**に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取り求めることが適当**とされ、また、**このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましい**ものであるとされた。

以上を踏まえ、「適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）」において、需給調整市場における「望ましい行為」として、上記の考え方を規定し、その詳細について、本文書を策定し参考とすることとされた。

本文書は、需給調整市場における事前的措置の考え方の詳細を示すことで、需給調整市場の適切な運営を目指すものである。

(参考) 事前的措置の対象とする事業者

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 2022年度の需給調整市場における事前的措置の対象とする事業者の範囲については、下表の赤枠のとおり。

第72回制度設計専門会合（2022年4月）
資料6（抜粋）

2022年度の調整力kWh市場及び調整力ΔkW市場における事前的措置の対象とする事業者の範囲（地理的範囲別）

- a. 北海道
- b. 東京・東北
- c. 中部・北陸・関西・中国・四国
- d. 九州



		調整力kWh市場		調整力ΔkW市場	
	事業者	市場シェア	PSIの算出結果（全20コマ中） （2021年9月～2022年1月）	市場シェア	PSIの算出結果（全18BL中） （2021年8月～2022年1月）
a	北海道電力	100%	全コマでピボタル	100%	全BLでピボタル
b	J E R A	51.9%	4コマでピボタル	66.4%	8 BLでピボタル
	東北電力	26.5%	ピボタルなコマなし	18.3%	10BLでピボタル
	東京電力 E P / R P	21.7%	7コマでピボタル	15.2%	全BLでピボタル
	その他	—	—	0.0%	8 BLでピボタル
c	J E R A	34.1%	5コマでピボタル	38.8%	10BLでピボタル
	関西電力	30.0%	5コマでピボタル	29.2%	17BLでピボタル
	中国電力	14.1%	1コマでピボタル	14.5%	11BLでピボタル
	北陸電力	8.5%	ピボタルなコマなし	8.2%	5 BLでピボタル
	四国電力	6.4%	1コマでピボタル	6.6%	10BLでピボタル
	中部ミライズ	5.8%	ピボタルなコマなし	2.7%	6 BLでピボタル
	その他	1.2%	ピボタルなコマなし	0.0%	5 BLでピボタル
d	九州電力	100%	全コマでピボタル	100%	全BLでピボタル

①機会費用と逸失利益の計上に関する扱い

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 需給調整市場ガイドラインでは、機会費用は卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列して ΔkW を確保する場合に発生するものであり、逸失利益は卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出する計画だった電源の出力を下げて ΔkW を確保する場合に発生するものという整理になっている。
- 一方、入札価格に機会費用と逸失利益の双方を計上して入札する事業者が存在した（下記、参照）。

事業者A

- 入札手数料を機会費用として計上するとともに、逸失利益を計上。

事業者B

- 機会費用に需給変動リスクを見込んだ費用等を計上し、逸失利益を計上。

事業者C

- 最低出力分までの限界費用を機会費用、それ以降の限界費用を逸失利益に計上。

事業者D

- 「振替損失」(*)や入札手数料を機会費用に計上するとともに、逸失利益を計上。なお、追加起動に伴う持ち下げ供出機については、機会費用に追加起動機の最低出力までの起動費相当額を計上して応札。

※ 追加起動した効率の悪い電源の最低出力分の出力相当量について、本来発電する予定であった効率の良い電源を焚き絞る運用になるため、追加起動したユニットと焚き絞ったユニットの増分単価の値差を計上。

（注）需給調整市場ガイドライン上、卸電力市場価格（予想）に関する定義は存在しない。

機会費用と逸失利益の計上に関する整理（案）

- 機会費用と逸失利益の計上に関する考え方について、事業者によって解釈が異なるため、以下の整理としてはどうか。

限界費用について

- 火力発電の限界費用については、事業者によって限界費用の設定数が異なるため、以下のとおり整理する。
- 限界費用に含まれる燃料コストについては、特段の事情がない限り、定格出力までの間の適切な価格を1つ選定する。
- 揚水発電等の限界費用については、需給調整市場ガイドラインの調整力kWh市場における記載を参照する。

卸電力市場価格（予想）について

- 卸電力市場価格（予想）は、当該エリアのスポット市場価格と時間前市場価格の想定値の範囲内から、適切な価格を1つ選定する。受け渡し日の前週に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）はスポット市場価格の想定価格とする。受け渡し日の前日に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）は時間前市場価格の想定価格とする。なお、時間前市場価格の想定価格は、スポット市場価格を基に算定する。

売買手数料について

- 売買手数料は、需給調整市場の手数料を指し、機会費用ではなく、以下の整理とする。
- ΔkW 価格の算出に当たっては、「 ΔkW 価格 $\leq$ 当該電源等の逸失利益（機会費用） + 一定額等」の式を満たすようにし、「等」は売買手数料とする。

（参考） ΔkW 価格の登録

- 調整力 ΔkW 市場における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の ΔkW 価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

$$\Delta kW \text{価格} \leq \text{当該電源等の逸失利益（機会費用）} + \text{一定額}$$

- 一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額
（当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 $\times$ 一定割合）
- 固定費回収のための合理的な額（円/ ΔkW ） =
$$\frac{\{ \text{①電源等の固定費（円/kW・年）} - \text{②他市場で得られる収益（円/kW・年）} \}}{\text{③想定年間約定ブロック数}}$$

※ 想定年間約定ブロック数 = 想定年間予約時間 $\div$ 3 時間

(参考) 機会費用・逸失利益について

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 機会費用・逸失利益については、需給調整市場ガイドラインにおいて、以下のように定められている。

第68回制度設計専門会合（2021年12月）
資料4（抜粋）

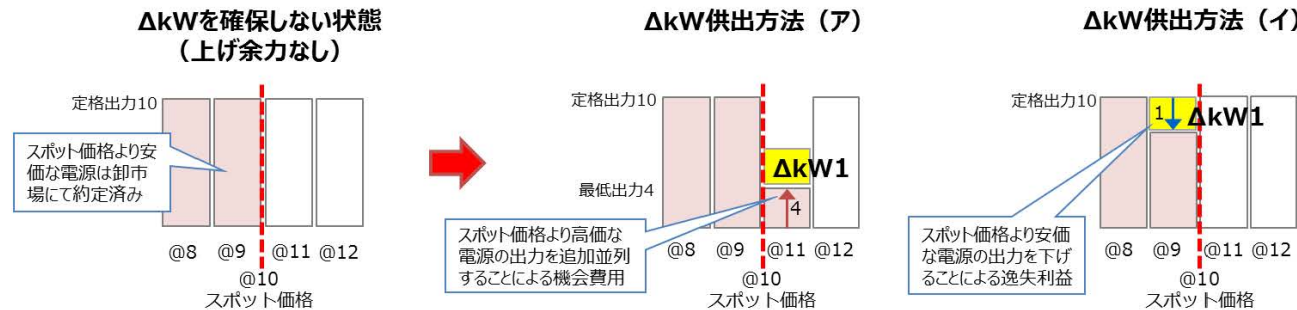
【調整力 ΔkW 市場に供出する電源の ΔkW 確保：逸失利益（機会費用）の考え方】

(ア)卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が高い電源を追加的に起動並列し ΔkW を確保する場合

この場合、当初の計画では起動しなかった電源であるため、その起動費や最低出力までの発電量について、卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額の機会費用が発生

(イ)卸電力市場価格（予想）よりも限界費用が安く、定格出力で卸電力市場に供出する計画だった電源の出力を下げて ΔkW を確保する場合

この場合、 ΔkW で落札された分は卸電力市場で応札できなくなるため、その分の発電可能量（kWh）について、卸電力市場価格（予想）と限界費用との差額の逸失利益が発生



(参考) 限界費用について

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 限界費用については、需給調整市場ガイドラインにおいて、以下の記載がある。

需給調整市場ガイドライン（2021年3月）
（抜粋・一部強調）

Ⅲ. 需給調整市場において望ましい行為の詳細

1. 調整力kWh市場

（1）予約電源以外

調整力kWh市場の予約電源以外における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等のkWh価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

上げ調整のkWh価格 ≤ 当該電源等の限界費用 + 一定額

下げ調整のkWh価格 ≥ 当該電源等の限界費用 - 一定額

（途中略）

なお、この式において、「限界費用」、「当該電源等の固定費回収のための合理的な額」及び「一定割合」については、以下の通りである。

①「限界費用」について

電源等のうち、通常の火力発電については、限界費用は燃料費等であることは明確であるが、揚水発電、一般水力（貯水式）、DR（需要抑制）などの限界費用が明確でないと考えられる電源等については、以下のように整理する。

（揚水発電、一般水力、DR等の場合の限界費用の考え方）

- 「機会費用を含めた限界費用」を基本的な考え方とする。
- 「限界費用」には、揚水発電における揚水運転や一般水力における貯水の減少に対応するための火力発電等の稼働コストを含む。
- 「機会費用」には、揚水発電や一般水力における貯水の制約による卸電力市場での販売量減少による逸失利益、DRによる生産額の減少等の考え方が取り得る。
- その他、蓄電池や燃料制約のある火力電源等についても、上記の考え方を適用する。
- 監視においては、これらの考え方を示す根拠資料の提出を求め、登録kWh価格が合理的でない場合は修正を求めるなどの対応を事前及び事後に行う。

※ 上記において、貯水制約のある揚水発電及び一般水力並びに燃料制約のある火力発電の限界費用を逸失利益とする場合、この逸失利益には固定費回収額が含まれている場合があることから、これに一定額を加算すると固定費回収額を二重に計上することとなる。したがって、この場合のkWh価格の登録については、「代替電源等の限界費用 + 一定額」or「逸失利益」のいずれか高い方を上限とするのが適切と考えられる（代替電源等の限界費用とは、貯水減少又は燃料減少による代替電源の限界費用、揚水運転のために使用した電源の限界費用が考えられる）。

(参考) 売買手数料

- 売買手数料に関しては、取引規程に以下の記載がある。

取引規程（需給調整市場）
（抜粋）

（決済の対象）

第45条 本市場における取引に係る決済の対象は、以下のとおりとする。

（4）売買手数料

売買手数料は、単独発電機または各リスト・パターンごと、30分コマごとに、別途定める売買手数料の単価を2で除した値に Δ kW約定量を乗じた金額を料金算定期間に亘って合計した金額とする。

（売買手数料）

第65条 市場運営者は、第50条（料金等の授受）にもとづく請求および支払いにあわせて、取引会員から別途定める売買手数料を徴収する。

2 売買手数料は、取引の状況、本市場の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本市場において、実需給日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。

3 売買手数料は、 Δ kW約定量に応じた従量制とする。

4 第3項の売買手数料に賦課される消費税等相当額は、取引会員が支払う。

5 第4項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は実需給日のものとして算出した金額とする。

※ 「別途定める売買手数料」は、送配電網協議会ホームページで掲載されている。

②持ち下げ供出の扱い

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- ΔkWを需給調整市場に供出するにあたり、電源の起動並列において、調整力として使用しない最低出力を維持するための電力分を他のユニットの出力を下げることにより調整している事業者が確認されたが、そのうち、出力を下げたことにより余力分が生じたユニット（以下「持ち下げ供出機」という）を需給調整市場へ入札している事業者が複数確認された。
- 上記余力分を入札する際の事業者の考え方は以下のとおり。なお、事業者Aについては、この際の入札価格は需給調整市場ガイドラインの機会費用の考え方に基づかない価格設定であることを事業者は認識していた。

事業者A

- 持ち下げ供出機は、起動供出機の起動（約定）が前提であるため、約定順を「起動供出機→持ち下げ供出機」とする必要がある。そのため、起動供出機の起動費単価を機会費用として計上し、入札価格が「持ち下げ供出機 > 起動供出機」となるようにしている。

事業者B

- 起動供出機が起動するブロックでは、持ち下げのみ行い需給調整市場に供出をしない。起動したブロック以降において、持ち下げ供出機の供出も行う。その際の持ち下げ供出機の入札価格は、起動供出機の価格としている。

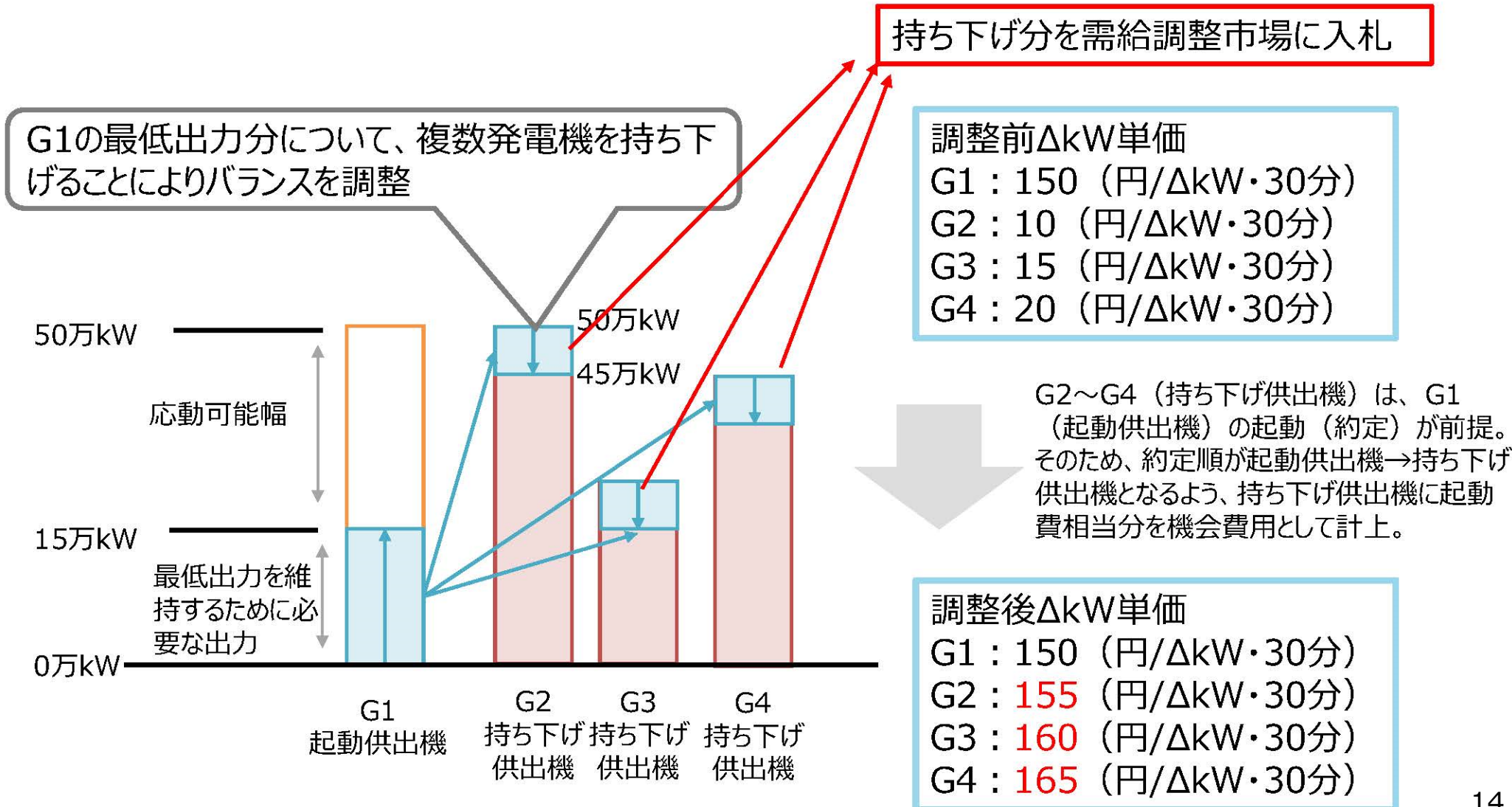
持ち下げ供出の扱いに関する整理（案）

- 需給調整市場に対して起動供出機を供出し、同時に持ち下げ供出機も供出する場合、持ち下げ供出機の入札価格の考え方を整理する必要がある。
- 持ち下げ供出の扱いに関しては、以下の整理としてはどうか。
- なお、需給調整市場ガイドラインは、需給調整市場における考え方を示すものであることから、 Δ kW単価の具体的な清算方法等については、取引規程（需給調整市場）もしくは事業者間での契約書等に記載することが望ましいのではないか。

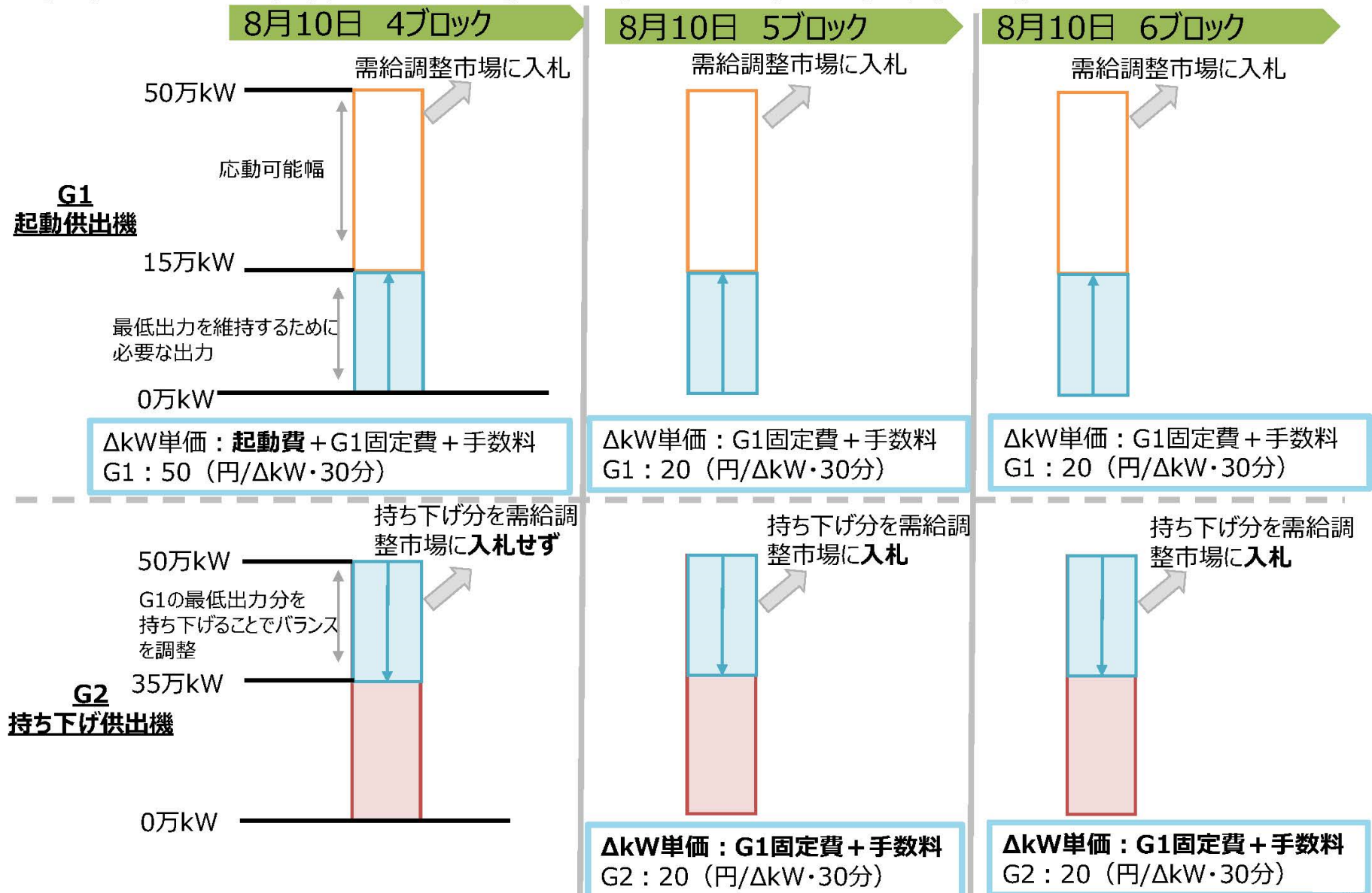
持ち下げ供出機の入札価格について

- 持ち下げ供出機の約定のためには、起動供出機の約定が前提であるため、起動供出機の約定価格以上の入札価格で持ち下げ供出機の入札価格を作成することを可能とするが、約定後、持ち下げ供出機のコストを反映した Δ kW単価になるよう、当事者間で適切な費用を清算する。
- 持ち下げ供出機のコストを反映した単価は、逸失利益（機会費用）、一定額等（等は売買手数料）から算定し、起動供出機のコストを含めないものとする。

（参考）事業者Aにおける追加起動供出に伴う発電持ち下げ機の供出のイメージ



（参考）事業者Bにおける追加起動供出に伴う発電持ち下げ機の供出のイメージ



③起動費等の扱い（実需給時に起動していないユニット）

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 需給調整市場ガイドライン上、約定したユニットを必ず起動しなければならないなどの整理は存在しないが、三次調整力②に応札し、約定したものの、実需給時に起動していないユニットが存在した。なお、三次調整力②として約定し、供出するユニットは、一般送配電事業者が指令を送信してから、供出可能量まで出力を変化するために要する時間は45分以内とされている。
- 起動しなかった理由として、当該ユニットが揚水発電であり、起動指令後すぐに対応可能であるとの回答や、一般送配電事業者からの停止指令等によるとの回答が発電事業者からあったが、この点についてはより精査を進める予定。

揚水発電

- 揚水発電に関しては、起動指令後すぐに稼働することが可能であり、火力発電などが最低出力まで実需給時以前に起動して焚いている状況とは異なる。

一般送配電事業者による指令

- 天候を踏まえ、一般送配電事業者が当日断面で不要と判断した場合、一般送配電事業者が停止指令を出すことにより、実需給時に起動していないユニットが存在した可能性がある。

③起動費等の扱い（起動費の返還）

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 需給調整市場（三次調整力②）に応札するために起動する場合、起動費に係る費用を入札価格に織り込むことが認められている。実需給時において一般送配電事業者からの指令で起動しなかった場合、一部の発電事業者は調整力公募（電源Ⅱ）の契約に基づき、計上した起動費を一般送配電事業者に返還していると回答したが、実際に起動費がどのように返還されたかについては、より精査を進める予定。

※なお、上記のような電源Ⅱの契約に基づく方法以外に、起動にするかどうかに関わらず、一般に、約定した電源を発電事業者が差替えた場合、三次調整力②の取引規程に基づき、差替え後にΔkW約定単価を変更することが可能。

事業者Aの調整力公募（電源Ⅱ）の募集要項
（抜粋・一部強調）

3. 起動費の設定方法と精算方法の具体例

（1）発電機を停止状態から、系統並列させる（以下、「起動」といいます。）場合に必要となる、起動に係る費用を支払うものといたします。

（2）契約者は、当社の指令に応じる起動費（V3）を、あらかじめ当社へ提示するものといたします。なお、価格設定にあたっては、コストを踏まえた設定としてください。

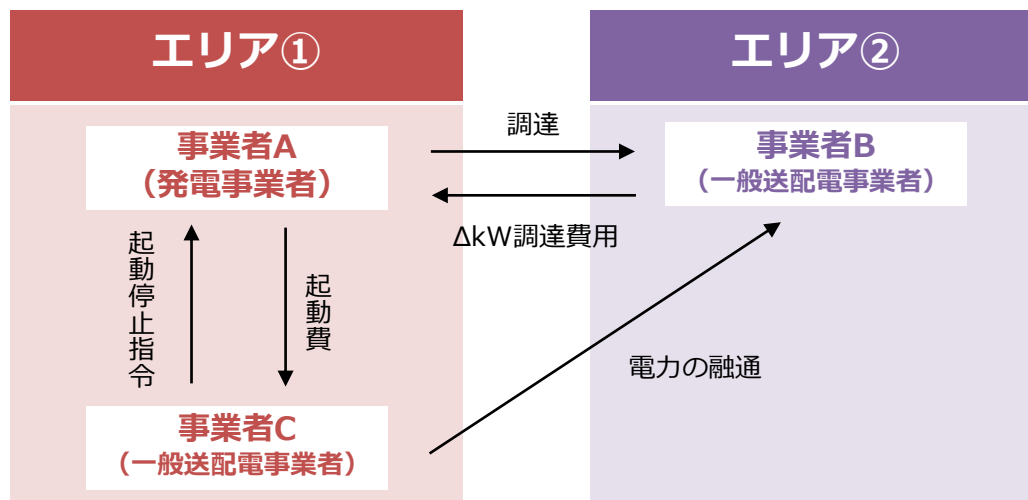
精算時は、ゲートクローズ時点の計画値による起動回数をモードごとのV3で積算した金額と、当社指令に従い実際に起動した回数をモードごとのV3で積算した金額の差分金額を、費用として契約者と当社の間で精算いたします。

V3：停止から起動までの停止時間の長さに応じて設定するモードごとの起動単価（円/回・機）

（3）契約単位（計量単位）が発電機単位でない場合の起動回数の算定方法は、別途協議により決定いたします。

起動及び起動費の返還に関する状況

- 本年8月の三次調整力②に関する報告徴収の結果として、約定した入札のユニットに関して、実需給時に起動していないユニットが多くみられる事業者が存在した。
- 事業者Aについては、約定した入札のユニットの多くを実需給時まで差替えており、残りは一般送配電事業者による停止指令を受けていた。差替えた電源に関しては、代替電源で三次調整力②に供出しており、結果的に起動費用を利益として得ていた。
- 事業者Bについては、起動指令後の迅速な対応が可能である揚水発電所であったことや、一般送配電事業者からの停止指令等により実需給時に起動していないユニットが存在した。
- 起動費の返還に関しては、一般送配電事業者による停止指令が出た際、調整力公募（電源Ⅱ）の契約に基づいて起動費の返還がなされている事業者が存在した。ただし、約定した入札のユニットを所有する発電事業者と、その電源を調達した一般送配電事業者が異なるエリアである場合、一般送配電事業者からの停止指令後の電源Ⅱに基づく起動費の返還は、発電事業者と同じエリアの一般送配電事業者に対してなされていた。こうした電源Ⅱに基づく起動費の返還はFIT交付金の額に反映されていない。



起動費等の扱いに関する整理（案）

- 起動費等の扱いに関して、以下の整理としてはどうか。
- なお、需給調整市場ガイドラインは、需給調整市場における考え方を示すものであることから、発電事業者から一般送配電事業者に費用を返還する際の詳細な方法等については、取引規程（需給調整市場）もしくは事業者間での契約書等に記載することが望ましいのではないか。
- 加えて、第69回制度設計専門会合（本年1月）において整理した、原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において工夫する点や、取り漏れが生じた起動費等については、当該年度の先々の取引において計上することを許容する点について、需給調整市場ガイドラインに明記してはどうか。

実需給時まで不起動しなかったユニットの起動費の返還について

- 需給調整市場に起動費を計上して入札・約定（※）し、一般送配電事業者からの停止指令により実需給時まで不起動しなかった場合には、一般送配電事業者との間で起動費を清算する。また、他エリアの一般送配電事業者が調達をした場合には、一般送配電事業者間で別途清算を行う。

※約定後に電源差替えした場合は当該差替え電源が対象。

電源差替え時の価格について

- 電源を差替える場合、 Δ kW約定単価に関しては、差替え後のユニットに合わせた Δ kW約定単価に変更する。ただし、差替え後の Δ kW約定単価は、差替え前の Δ kW約定単価以下の値とする。

※ 電源差替え時の価格の変更については、取引会員においてシステム改修が必要な場合があるとのことであり、システム改修までは、事後清算を可とする。

- 電源の差替えに関しては、取引規程別冊（三次調整力②）において、以下の記載がある。

取引規程別冊（三次調整力②）
（抜粋・一部強調）

第36条 取引会員が、約定した単独発電機または各リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の単独発電機または各リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の単独発電機を複数とすることは可能とする。

（途中略）

2 第1項により差替えを希望する場合は、差替え後の単独発電機または各リスト・パターンは、連系線の運用容量に影響を与えないよう、差替え前の単独発電機または各リスト・パターンと同一の属地エリアから選定する。

3 第1項により差替えた場合、取引会員は、 ΔkW 約定単価を差替え前の単独発電機または各リスト・パターンの ΔkW 約定単価以下の値へ変更することができるものとする。

(参考) 連続するブロックへの入札における起動費の重複計上

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 需給調整市場ガイドライン上の整理はないものの、**第69回制度設計専門会合（本年1月）において、原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において入札を工夫することと整理した。**
- 連続するブロックへの入札における起動費の計上を実施している事業者が存在した。当該事業者は、システム改修しなければ連続するブロックへの入札における起動費の重複計上は回避できないとのこと。システム改修を進めており、来月からは重複計上をとりやめるとのこと。

第69回制度設計専門会合（2022年1月）
資料4（抜粋）

【適切な起動費等の計上・入札の在り方】

- ✓ 原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めない。1回分の起動費等を各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において入札を工夫すること。
- ✓ 取り漏れが生じた起動費等については、その相当分の額について当該年度の先々の取引において計上することを許容することを基本とし、その上限額は、固定費回収額と合わせて管理することとする。その場合、取り漏れの根拠資料を監視委事務局に提出し、先々の取引で計上することについての確認を経ることとする。

※上記の在り方により計上された起動費等を含め、適切に計上されていると考えられる三次調整力②の調達費用については、FIT交付金の手当を検討していくべきではないか。

今後の進め方

- 三次調整力②の約定価格が高騰する中、合理的な行動となる価格で入札を行うことが望ましく、持ち下げ供出や起動費の扱い等について整理（案）を提示した。今後の進め方としては、以下のとおり進めることとしてはどうか。
 - 需給調整市場ガイドラインに関しては、本制度設計専門会合の審議を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、改定作業を進める。
 - 需給調整市場に係る取引規程等に関しては、本制度設計専門会合の審議を踏まえ、電力需給調整力取引所において検討・対応を進めるよう求める。

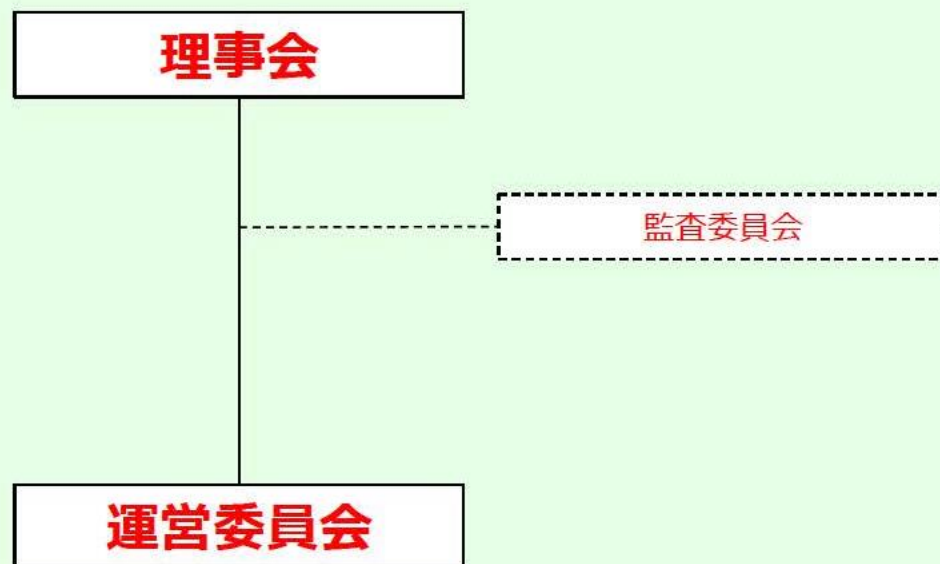
(参考) 電力需給調整力取引所について

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 需給調整市場を運用する「電力需給調整力取引所」が、沖縄を除く全国9エリアの一般送配電事業者によって設立され、同市場の運営に当たっている。

第50回 制度検討作業部会（2021年4月）
資料5（抜粋）

電力需給調整力取引所 (EPRX: Electric Power Reserve Exchange)



業務委託



送配電網協議会

需給調整 市場運営部

・問い合わせ対応
・情報公表 等

(参考) 需給調整市場で取引される商品

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 2021年4月に需給調整市場が開設。2021年度から三次調整力②、2022年度から三次調整力①の取引が開始されており、2024年度には商品が拡大する予定。

第21回需給調整市場検討小委員会（2021年1月）
資料3（抜粋・一部強調）

	一次調整力	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②
英呼称	Frequency Containment Reserve (FCR)	Synchronized Frequency Restoration Reserve (S-FRR)	Frequency Restoration Reserve (FRR)	Replacement Reserve (RR)	Replacement Reserve-for FIT (RR-FIT)
指令・制御	オフライン (自端制御)	オンライン (LFC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン
監視	オンライン (一部オフラインも可※2)	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
回線	専用線※1 (監視がオフラインの場合は不要)	専用線※1	専用線※1	専用線 または 簡易指令システム	専用線 または 簡易指令システム
応動時間	10秒以内	5分以内	5分以内	15分以内※3	45分以内
継続時間	5分以上※3	30分以上	30分以上	商品ブロック時間(3時間)	商品ブロック時間(3時間)
並列要否	必須	必須	任意	任意	任意
指令間隔	－ (自端制御)	0.5～数十秒※4	数秒～数分※4	専用線：数秒～数分 簡易指令システム：5分※6	30分
監視間隔	1～数秒※2	1～5秒程度※4	1～5秒程度※4	専用線：1～5秒程度 簡易指令システム：1分	1～30分※5
供出可能量 (入札量上限)	10秒以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のGF幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のLFC幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	15分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	45分以内に 出力変化可能な量 (オンライン(簡易指令 システムも含む)で調整 可能な幅を上限)
最低入札量	5MW (監視がオフラインの場合は1MW)	5MW※1,4	5MW※1,4	専用線：5 MW 簡易指令システム：1 MW	専用線：5 MW 簡易指令システム：1 MW
刻み幅 (入札単位)	1kW	1kW	1kW	1kW	1kW
上げ下げ区分	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ	上げ/下げ

※1 簡易指令システムと中給システムの接続可否について、サイバーセキュリティの観点から国で検討中のため、これを踏まえて改めて検討。

※2 事後に数値データを提供する必要あり（データの取得方法、提供方法等については今後検討）。

※3 沖縄エリアはエリア固有事情を踏まえて個別に設定。

※4 中給システムと簡易指令システムの接続が可能となった場合においても、監視の通信プロトコルや監視間隔等については、別途検討が必要。

※5 30分を最大として、事業者が収集している周期と合わせることも許容。

※6 簡易指令システムの指令間隔は広域需給調整システムの計算周期となるため当面は15分。

(参考) 三次調整力②の概要・取引スケジュール

第78回制度設計専門会合（2022年10月）
資料3（抜粋）

- 三次調整力②は、2021年4月から需給調整市場において取引が開始された、再生可能エネルギーの予測誤差に対応するための調整力。
- 三次調整力②は、毎日、スポット市場終了後・時間前市場開始前の、前日12時～14時に入札が行われ、同日14時～15時の間に約定処理が行われる。

第68回制度設計専門会合（2021年12月）
資料4（抜粋）



（参考）三次調整力①の取引スケジュール

- 三次調整力①の取引は、取引実施日の次の土曜日からその次の金曜日に調整を行うことができるΔkWの売買を行う。
- 入札受付期間は月曜日の14時から火曜日の14時までとし、約定処理は毎週火曜15時までに終わる。

第17回需給調整市場検討小委員会（2020年6月）
資料2－3（抜粋）



旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について

第 7 9 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和 4 年 11 月 25 日 (金)

本日の内容

- 旧一電が、電力の卸売において、社外・グループ外の小売電気事業者と比して、自社の小売部門にのみ有利な条件で卸売を行うこと等により、その結果として、旧一電の小売部門による不当な廉売行為等、小売市場における適正な競争を歪曲する行為が生じること（不当な内部補助）への懸念があることから、旧一電各社において、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等のコミットメントの履行、およびこれを確実に実施するための具体的方策の運用が2021年度より開始された。
- コミットメントの履行状況については、第62回、第67回、第75回制度設計専門会合（2021年6月29日、2021年11月26日、2022年7月26日）にて報告し、引き続き注視していくこととされた。
- また、第71回制度設計専門会合（2022年3月24日）にて、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認することを可能にするため、遅くとも**23年度当初からの通年契約**に向けて、**旧一電各社に対して以下の取組の進捗を定期的に確認していく**こととされた。
 - ① 交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施
 - ② 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表
 - ③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等
- 23年度卸売の取組状況については、第75回制度設計専門会合（2022年7月26日）においては検討中の事業者が多く、内外無差別な卸売のコミットメントの実効性を高める具体的な取組を示していくことが重要、と整理された。
- こうした御議論を踏まえ、本日は**23年度交渉に向けた取組状況及び旧一電各社のコミットメントの履行状況（22年度期中契約）**をご報告し、今後の対応等についてご議論いただきたい。

（参考）旧一電各社へのコミットメント等の要請

- これまでの制度設計専門会合での議論を踏まえ、以下のコミットメントを旧一電各社に要請（7／1）。
 - 第46回制度設計専門会合でも議論したとおり、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。
- これと併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策について、旧一電各社から監視等委員会への報告を求めたところ。
- 上記の要請については、各社に対し7月末までに回答を求めていたところであり、今回は各社からの回答内容について報告する。

（参考）各社からの回答（概要）

（コミットメントについて）

- 全ての旧一電は、前頁の要請①②について、コミットメントを行うことを表明した。

（コミットメントを確実に実施するための具体的方策について）

- 発電・小売が一体の旧一電（8社）は、具体的な方策について、2021年度目途の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答した。また、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した会社もあった。（なお、現状、発電・小売一体の旧一電のいずれも、卸供給の窓口は小売以外の部門（企画部門、需給部門等）に置いている状況）
- 発電・小売が分社化されている旧一電グループ（2グループ）は、要請についてはコミットメントを表明した上で「コミットメントを確実に実施するための具体的方策はすでに存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、発電・小売間の取引価格が存在する」と回答した。

【目次】

I . 23年度交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)

- 1) 各社の卸販売概要**
- 2) 各社の取り組み状況**
- 3) 現時点における評価と論点**
- 4) 今後の対応について**

II . 不当な内部補助防止策にかかるコミットメント状況

- 1) 卸売関連**
- 2) 小売関連**

(1) 各社の卸販売概要 (1/2)

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した 卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の 卸売スキーム（通年契約分）	
北海道	・ <u>ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引</u>。卸標準メニューに沿って売り札を随時供出。与信などの個別理由を除き、<u>原則として先着順で交渉・成約</u>。	・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、ブローカーが運営する電力取引プラットフォーム上で取引を実施。	・ <u>社外に対しては、非定型の取引</u>（特殊な需給パターンなど）は<u>直接もしくはブローカー経由での取引</u>を予定。 ・ <u>自社小売に対しては、卸標準メニュー以外</u>は提供しない。	
東北	・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、12月）実施。入札価格をベースに、与信評価等を定量的に加味した上で、高い順に落札</u>。	・ <u>自社小売も社外と同じく</u>、入札に参加。	・ 入札を経て供給力が残った場合は、翌年2月～3月に相対協議にて販売。	
東電グループ	東電EP	・ <u>入札（マルチプライスオークション）を2回（10月、11月）実施。入札価格の高い順に落札</u>。	・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。<u>自社は入札には参加しない</u>。	・ <u>一部の事業者（BG加入事業者）には入札枠とは別に</u>、需給運用等のサービスを行う商品を提供。 ・ 入札、BG加入事業者向け卸を経て供給力が残った場合は、11月末から12月にかけて相対協議にて販売。
	東電HD・RP	・ <u>東電EPとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる方向で検討中。	・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、東電EPへ卸供給</u>。	・ グループ外にも電力預かりサービス（揚水発電所の利用サービス）を提供
中部グループ	中部ミライズ	・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。	・ <u>発販分離した小売会社のため</u>、小売分を優先して確保。	・ 供給余力の見通しを踏まえて、その時点に適した<u>卸売方法を検討中</u>。
	中部HD	・ <u>中部ミライズとの複数年契約より好条件の場合、協議</u>に応じる。	・ コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、中部ミライズへ卸供給</u>。	・ 特になし

(1) 各社の卸販売概要 (2/2)

- 23年度交渉に向けた各社の卸販売概要について、各社からの説明は下記の通り。

事業者	卸標準メニューを使用した 卸売のスキーム	社内（グループ内）の取扱い	卸標準メニュー以外の 卸売スキーム（通年契約分）
JERA	<u>検討中</u>	コミットメント以前からの<u>複数年契約に基づき、東電EP・中部ミライズ</u>へ卸供給。	<u>検討中</u>
北陸	<u>11月末から受付した事業者全社にニーズを聞き取り、社内小売及び中長期的な関係が見込まれる事業者と、その他事業者に分けて相対協議を実施。</u>	<u>自社小売も中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同時期に相対協議を実施。</u>	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
関西	<u>入札（マルチプライスオークション）を1回（11月）実施。</u> 応札者の希望価格・希望負荷パターンを元に価格評価を行い、評価が高い順に落札。	<u>自社小売も社外と同じく、入札に参加。</u>	入札を経て供給力が残った場合の取扱いについては、検討中。
中国	申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、<u>申込書を元に</u>、必要に応じて受給パターン等の調整を行った上で、与信や取引実績も踏まえ、卸先を決定。申込受付期間を<u>2回（11月、1月）</u>設定。	<u>自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。</u>	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
四国	12～1月に申込書（希望価格・希望電力量など）の提出を求め、<u>申込書を元に、価格や量を1月に個別協議を踏まえて、総合的に評価。</u>	<u>自社小売も社外と同じく、申込書を提出し、同期間に協議を実施。</u>	卸標準メニューと同じスケジュールにおいて、事業者の希望内容に応じて協議を実施。
九州	<u>社内小売及び今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と、新規事業者に分けて相対協議を実施。</u>	<u>自社小売も今年度取引実績があり中長期的な関係が見込まれる事業者と同じく、同期間に協議を実施。</u>	特になし（相対協議の中で卸売を行う）
沖縄	<u>随時受付</u>を行い、<u>同一メニュー、同一価格設定</u>で協議を実施。	<u>自社小売も社外と同じく、同一メニュー、同一価格設定で協議を実施。</u>	特になし

(2) 各社の取り組み状況

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 (1/2)

- 23年度に向けた内外無差別な卸売の実効性確保策のうち、交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施についてヒアリングしたところ、7社（北海道電力、東北電力、東電EP、関西電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）が受付期間・交渉スケジュール共にHPにて公表、2社（北陸電力、九州電力）は受付期間はHPで公表したが、交渉スケジュールは申込のあった事業者に対してのみ通知、1社（中部HD）は問合せ期間を公表、3社（東電HD・RP、中部ミライズ、JERA）が検討中との回答であった。

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

①内外無差別な交渉機会の確保について

- 相対契約の交渉機会を内外無差別に確保する（すなわち、自社小売が無条件に他社小売より先に必要数量を確保することや他社小売の「門前払い」を回避し、発電側がより条件の良い売り先から契約を結び利潤を最大化することを可能とする）ため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【交渉スケジュールの明示、内外無差別な交渉の実施】

- 交渉機会の均等の確保のため、旧一電各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。
- 各社のニーズを聞き取った上で、社内・グループ内小売も含め各社との交渉を同じ時期に進める。
- まずは23年度当初からの通年契約について取り組むこととする（当面、当該年度中に交渉される短期の卸契約については対象としない）。
- 他社相対と比較可能な形で、社内取引の条件を定めた文書を整備する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、交渉スケジュールが把握できる資料（社内外の契約書類や社内外の交渉経緯の分かる資料等）の提出を求め、実施状況を確認することとしてはどうか。

(2) 各社の取り組み状況

①交渉スケジュールの明示・内外無差別な交渉の実施 (2/2)

事業者		スケジュール明示の時期および方法	交渉スケジュール（公表済の事業者のみ）
北海道		・ 10/31に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全4回（11月、12月、1月、2～3月）に分けて供出予定量を配分し、交渉を実施。
東北		・ 9/5に受付期間・入札スケジュールをHPを公表。	・ 全2回（10月、12月）入札を実施。
東電グループ	東電EP	・ 9/26に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。	・ 全2回（10月、11月）入札を実施。
	東電HD・RP	・ <u>検討中。</u>	・ —
中部グループ	中部ミライズ	・ 検討中。	・ —
	中部HD	・ 11/11に卸販売問合せ期間をHPにて公表。	・ —
JERA		・ <u>検討中。</u>	・ —
北陸		・ 11/21に受付期間をHPにて公表。 <u>交渉スケジュールは協議状況次第。</u>	・ —
関西		・ 11/8に受付期間・入札スケジュールをHPにて公表。	・ 1回（11月）入札を実施。
中国		・ 10/21に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全2回（11月、1月）相対協議を実施。
四国		・ 11/16に受付期間・交渉スケジュールをHPにて公表。	・ 全1回（1月）相対協議を実施。
九州		・ 10/31に受付期間をHPにて公表。 <u>交渉スケジュールはHPから申込のあった事業者に対して通知。</u>	・ —
沖縄		・ 11/21に随時受付する旨をHPにて公表。	・ 随時受付

(2) 各社の取り組み状況

②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表（1/2）

- 卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表については、10社（北海道電力、東北電力、東電EP、中部HD、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）はHPにて公表、東電HD・RPは検討中、JERAは12月初旬頃の公表に向けて検討中、中部ミライズは発販分離会社における小売会社として卸標準メニュー（ひな型）は作成しない、と回答があった。
- 公表済の10社の内、3社（北海道電力、中部HD、関西電力）は通告変更付メニューを作成していないが、社内小売向けにも通告変更付メニューを提供しないことを確認した。また、1社（九州電力）は負荷パターンの具体的条件について、協議事項のため明記していないが、同社からは買い手の希望に最大限沿う方針であるため、という説明があった。

②内外無差別な卸条件の確保について

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

- オプション価値が内外無差別に提供されることを確保するため（※）、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【卸標準メニュー（ひな型）の作成、公表】

- 旧一電各社において通年契約の卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ）を作成することとする。
- それぞれの具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細、負荷パターン等）を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。

※ 標準メニューに基づいた交渉の結果として条件が変更されることは考えられるが、実際に当該メニューあるいはそれに類するものへのアクセスが内外無差別に担保されることが必要。

- なお、標準メニューに価格を設定し売り手から一律の条件提示を行うか、最低価格のみ内々設定し買い手に希望する条件の提示を求めるか等の交渉の進め方は、市況にも左右されと考えられ、内外無差別である限り、事業者の創意工夫に委ねることとする。
- 監視委によるフォローアップに際しては、卸標準メニューと実績との乖離を確認することとしてはどうか。その際、通告変更の有無に加え、利用率（負荷率）、契約期間、与信など、契約価格を決定した主要な要因に関する説明を求めることとしてはどうか。

※ 常時バックアップについては、旧一電小売部門が享受しているオプション価値という観点も含め、他の小売電気事業者への通常の卸取引において、内外無差別性が担保できた場合、これを廃止することが適当とされているところ、当該検討を進める上でも、オプション性のあるメニューへの新電力のアクセスが内外無差別に担保されることが必要ではないか。

(2) 各社の取り組み状況

②卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表（2/2）

事業者	卸標準メニュー（ひな型）の 公表時期および方法	卸標準メニュー（ひな型）の内容				
		通告変更権あり	最終通告期限	通告変更量のアローアンス	通告変更権なし	
北海道	・ 10/31にHPにて公表。	・ 提供なし	・ -	・ -	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）に応じた2メニューを提供。	
東北	・ 9/5にHPにて公表。	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）、契約電力（年間一定、夏季増量、冬季増量）の4メニューを提供。	・ 東北エリア：2日前16時 ・ 東京エリア：2営業日前の15時	・ 契約kWの範囲内（毎月の最低引取量あり）	・ 受給時間帯（ベース、ミドル）、契約電力（年間一定、夏季増量、冬季増量）の4メニューを提供。	
東電グループ （※1）	東電EP	・ 9/26にHPにて公表。	・ ミドル型の1メニューを提供。	・ 前日0時	・ 前日通告は月間計画に対して、±10%以内	・ ベース型の1メニューを提供。
	東電HD・RP	・ 検討中	・ -	・ -	・ -	・ -
中部グループ （※1）	中部ミライズ	・ 発販分離した小売会社のため、卸標準メニューの作成予定なし。	・ -	・ -	・ -	・ -
	中部HD	・ 10/17にHPにて公表。	・ -	・ -	・ -	・ kW固定の1メニューを提供。
JERA	・ 検討中	・ -	・ -	・ -	・ -	
北陸	・ 11/21HPにて公表。	・ ミドル型の1メニューを提供。	・ 前々日15時	・ 契約時の計画値±5%	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
関西	・ 11/8にHPにて公表。	・ 提供なし	・ -	・ -	・ 希望する負荷パターンに応じた1メニューを提供。	
中国	・ 10/21にHPにて公表。	・ 利用率に応じた2メニューを提供。	・ 前々日14時	・ 契約利用率の範囲内	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
四国	・ 11/16HPにて公表。	・ 下げ通告型の1メニューを提供。	・ 前々日15時	・ 契約電力の50%を上限	・ ベース型、ミドル型の2メニューを提供。	
九州	・ 10/31にHPにて公表。	・ 受給パターンは協議次第。	・ 前日9時	・ 前々日16時提出の計画から±5%程度	・ 受給パターンは協議次第。	
沖縄	・ 11/21にHPにて公表。	・ 常時バックアップ、需給調整用卸電力の2メニューを提供。	・ 当日8時30分	・ 契約電力の範囲内	・ -	

※1 第71回制度設計専門会合（令和4年3月24日）において、発販分離を行った事業者の取り扱いとして、卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表を行う主体は小売会社である必要はなく、発電会社で行うこととしてもよいのではないかと整理した。

(2) 各社の取り組み状況

③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (1/3)

- 発電・小売間の情報遮断に関する社内規程について、本年7月のフォローアップ以降、北海道電力については2022年10月に、北陸電力と四国電力については2022年11月に、社内規程文書を作成。これで発電・小売が一体の旧一電全8社で社内規程が整備されていることを確認した。

第71回制度設計専門会合
(令和4年3月24日) 資料8より抜粋

③ 内外無差別な卸売を担保する体制の確保について

- 内外無差別な卸売を担保する体制を確保するため、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認することとしてはどうか。

【発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底】

- 発電・小売部門間の情報遮断のさらなる徹底に向けて、情報遮断に関する社内の規程を整備する。
- 社内取引について、社外契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。
- 監視委によるフォローアップに際しては、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認し、内外無差別な卸売にかかるコミットメントの実効性が確保されているかどうかの判断にあたって考慮することとしてはどうか。
- 具体的には、現在、企画部門など（小売部門でも発電部門でもない部署）が卸売を担当する体制となっている事業者が大半だが、発電部門が卸取引（相対卸のみならずスポット市場への売り入れも含め）を実施する体制を整えるなど、発電利潤最大化を追求するインセンティブが適切に機能する体制が構築されているかどうかを確認し、内外無差別な卸売の実効性を確認する際の考慮要素としてはどうか。

(2) 各社の取り組み状況

③発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (2/3)

事業者	発電・小売部門間の情報遮断に関する社内 規程文書は存在するか	発電・小売部門間の情報遮断のスキーム	社内取引の条件を定めた文書の整備状況
北海道	22年10月に社内規程を策定済み。	卸売担当部門と小売部門は、組織上の位置づけを明確にしており、21年度より部門別の管理会計を実施。	社内取引の価格を定めた文書が存在することを確認（需給運用部門及び小売部門間で協議のうえ決定）。
東北	20年度に卸売の基本方針として策定済み。さらに22年9月、<u>発電・小売間の情報遮断のさらなる徹底に向け、情報遮断ルールを明確に規定。</u>	22年4月から発電部門と小売部門を別カンパニーとして分割。発電カンパニーは、組織的にもガバナンス的にも発電利潤最大化に向けて取り組めるように整備。	発電・小売間で社内取引の条件・価格を定めた合意文書が存在することを確認（発電・小売間の協議により社内取引を合意）。
東電グループ (東電EP)	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
中部グループ (中部ミライズ)	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
JERA	(該当なし)	(該当なし)	PPAに基づき取引を実施。
北陸	22年11月に社内規程を策定済み。	- 相対卸を担当するエネルギー取引部を小売部門が関与しない、独立した部門として設置。 22年7月に、火力発電用燃料を購入している燃料部と部門統合することで、発電利潤の更なる最大化が追及できる体制を整備済み。	社内取引の条件・価格を定めた社内決裁書が存在することを確認（企画部門が立案し発電・小売部門担務の役員が出席の常務会で審議・決裁）。

(2) 各社の取り組み状況

③ 発電・小売間の情報遮断、社内取引の文書化のさらなる徹底等 (3/3)

事業者	発電・小売部門間の情報遮断に関する社内 規程文書は存在するか	発電・小売部門間の情報遮断のスキーム	社内取引の条件を定めた文書の整備状況
関西	21年12月に社内規程を策定済み。	小売部門とは別組織にあたるエネルギー需給本部が卸販売を担い、発電利益最大化に向けて取引活動を展開。	社内取引の価格を定めた稟議書が存在することを確認（卸販売を実施する部門と小売部門の双方の本部長が出席する執行役会議にて審議・決裁）。
中国	20年12月に社内規程を策定済み。	相対卸に関する決定権限は、小売部門から独立した需給・トレーディング部門の専権事項となっており、需給・トレーディング部門が発電利潤最大化を追求。	社内取引の詳細な条件・価格を定めた文書が存在することを確認（需給・トレーディング部門が経営会議に諮り社長が決定）。
四国	<u>22年11月に社内規程を策定済み。</u>	組織上の位置づけとして、発電部門と小売部門が明確に分かれており、情報遮断されている。発電部門は、小売部門の利害影響に関係なく、発電利潤最大化の追及が機能している。	社内取引の価格について常務会での承認を得た際の文書が存在することを確認（経営企画部門が立案し、常務会で審議・決裁）。
九州	20年1月に社内規程を策定済み。	卸売は、小売部門（営業本部）とは異なる独立した企画・需給本部（卸電力販売センター）が担当しており、営業本部が小売の利潤最大化を目指すのに対し、企画・需給本部（卸電力販売センター）は卸売により発電利潤最大化を目指している。	社内取引の条件・価格を定めた文書が存在することを確認（発電・小売部門を統括するエネルギーサービス事業統括本部長が承認）。
沖縄	22年5月に社内規程を策定済み。	常時BUおよび需給調整用卸電力メニューを内外無差別に供給する整理としているため、卸売に対して小売部門の利害が入る余地がない。	社外に提供する常時BUと需給調整卸の条件を社内にも適用しており、卸部門・小売間で、社内取引を定めた文書が存在することを確認。

(3) 現時点における評価と論点 (1/3)

(全体的な取組状況について)

- 23年度向けの卸交渉について、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向け、本専門会合における議論を踏まえ、新たな取組を開始している点は大きな前進であり、一定の評価ができるのではないか。
- 他方、現時点で検討中との回答のあった事業者（JERA、東電HD・RP）においては、早急な対応が求められる。

(個々の取組について)

- 既に取組を開始している事業者の中でも、自社小売も参加する形で入札を実施する事業者（東北電力、関西電力）や、自社小売も参加する形でブローカー（第3者）が運営する電力取引のプラットフォーム上での卸販売を実施する事業者（北海道電力）については、非常に透明性の高いスキームを採用しており、内外無差別性の観点から評価できるのではないか。
- 一方、既に取組を開始している事業者の中には、交渉スケジュール（北陸電力、九州電力）や卸標準メニューの具体的条件（九州電力）を卸売を希望する事業者には明示するものの広くは公表せず、買い手と個別協議を行った上で卸条件を決定する事業者もあった。こうした事業者については、外部から内外無差別性を確認するのが難しいため、どのように交渉を進め、どのように卸売を行ったか等、事後的な確認をより詳細に行う必要があるのではないか。

(3) 現時点における評価と論点 (2/3)

(発電分離を行った事業者について)

- 発電部門と小売部門の分社化を行った事業者で、小売部門による卸入札を実施する事業者（東電EP）があった。本来、卸売は発電部門が行うことが望ましいが、小売部門が卸売を行うことも否定はされていない※¹。入札方式自体は一般的には透明性が高く、限られた供給力を配分する際には公平性がある一方、小売部門が自身が参加しない形で入札を行うことで、卸価格が上昇し、結果的に他社への卸価格が当該小売部門の調達価格よりも高くなる可能性もある。こうした点も踏まえ、小売部門による卸入札を内外無差別の観点からどのように考えるか。
- ※ 1 「電力の卸供給の在り方について」（令和元年8月7日 電力・ガス取引監視等委員会）においては、「発電と小売の会社が分離されている体制の旧一般電気事業者（グループ）についても、競争者を排除するインセンティブを基本的に有さない発電会社が卸交渉を行うことが望ましいと考えられる。」とされている一方、「既存のPPA等の契約により小売部門が発電部門から電気の引取義務を負っている場合などにおいて、締結時に想定された需要が減少した場合など、小売部門における需給バランスの調整として、余剰が生じた部分を販売する場合」等においては、「例外的に、小売部門が新電力との交渉を行い、卸供給に関する意思決定を行うことが、是認されと考えられる。」とされている。
- そもそも、発電部門から内外無差別に卸売が行われる限り、こうしたことが論点になるとは考えられない。しかしながら、前回のフォローアップにおいてJERAからは、グループ内の事業者との間でコミットメント以前からの複数年契約を締結しているため、複数年契約が優先されるとの説明があった※²。従って、より本質的には、このような複数年契約へのアクセス機会がグループ外の事業者にも内外無差別に提供されることが重要。この点について、具体的な取組が求められるのではないか。

※ 2 JERAによれば、足下でもグループ外の事業者に対して来年度以降の複数年契約を提案しているものの、価格が見合わず成約していない、との説明があった。現行のグループ内の事業者との複数年契約期間満了以降は、内外無差別のコミットメントを踏まえて、グループ内外に内外無差別に複数年契約を提案することを検討している、との説明があった。

(3) 現時点における評価と論点 (3/3)

(複数年のメニューについて)

- 既に卸標準メニューを公表している事業者の中で、**複数年契約のメニューは1つもなかった**。この点に関して各社からは、「燃料費等の市況変動が激しい状況下で、数年先の価格を固定することは、発電と小売双方にとってリスクが大きい」、「中長期的な供給力の見通しが不透明で、複数年契約向けの卸売量算出が困難」といった説明があった。
- しかしながら、過去数年の間に燃料価格、卸電力価格が大幅に変動し、市況が一変した経験を踏まれば、**一定割合の長期契約をポートフォリオに含めることは、発電事業者、小売事業者双方にとってのリスクヘッジという観点からむしろ有効**なのではないか。また、中長期的な供給力の見通しが不透明な中でも、一定量の複数年契約を提供することは可能なのではないか。こうした点を踏まれば、今後に向けては、**各社において複数年のメニューについてさらなる検討・対応が期待されるのではないか**。

※なお、複数年の卸メニューについて、自社小売・グループ内小売しか購入することができないメニューを提供するなど、実質的に内外差別につながることはないよう、留意する必要がある。

(その他)

- その他、今後に向けて留意すべき点等はあるか。

(4) 今後の対応について (案)

- 23年度向けの相対卸契約について、内外無差別の実効性の確保に向けて各社から新しい取組が表明されていることに加えて、実効性を確保するためには事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘もあったことも踏まえて、今般、各社の取組状況について、中間的な確認を行ったところ。
- 監視等委員会事務局においては、まだ来年度に向けた取組が表明されていない事業者については、早急に方針を示すよう促していくこととしたい。また、すでに取組が表明されている事業者についても、本日御議論いただいた内容を踏まえつつ、その取組を今後とも随時確認していくこととしたい。
- また、常時バックアップについては、内外無差別な卸売が担保できた場合、廃止することとされており、第56回電力・ガス基本政策小委員会（令和4年11月24日開催）において、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。本日御報告した通り、一部の事業者では極めて透明性の高い取組が進んでいることを受けて、旧一電、新電力の双方から、常時バックアップの廃止にかかる内外無差別性の評価がいつ行われるのか、予見性があることが必要、との御指摘もあるところ。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、**各社から既に表明されつつある卸売のスキームも非常に重要な要素であるが、そうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要**である。こうしたことを踏まえ、**23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第（2023年3月末目途）速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合（2023年半ば目途）において御審議いただくこととしてはどうか。**

論点①－1：常時BUの廃止に向けた具体的な対応

- 常時BUについては、内外無差別性が担保できた場合、廃止することが適当とされているところ。
- 現在、旧一電各社において、内外無差別な卸売りについて、取組がなされているところであり、旧一電においては、交渉スケジュールの明示や卸標準メニュー（ひな型）の作成・公表等、一定程度の成果が出る可能性がある。内外無差別な卸売りがなされている中で、常時BUが残り続け、例えば、「ある新電力が相対協議やオークションにおいて、常時BUよりも高価な価格提示や入札を行ったにもかかわらず、他の新電力の常時BUが優先される」といった事例が発生した場合、公正・公平な競争環境が阻害される。
- これまで本小委員会で議論してきた通り、内外無差別が担保できた場合、常時BUは廃止することが適当であると考えられるが、「適正な電力取引についての指針」（以下「適取GL」という。）において、旧一電が常時BUを卸すことが規定されているため、常時BUの廃止のためには適取GLの改定が必要。
- そのため、適取GLを改定し、「内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアの旧一電については、常時BUの卸売りを行う必要が無い」旨、記載してはどうか。この際、内外無差別な卸売りを行っているか否かは、監視等委員会でのこれまでの議論（P.29を参照）を踏まえつつ、監視等委員会が判断してはどうか。

（参考）適正な電力取引についての指針（令和4年9月16日、公正取引委員会・経済産業省）（抄）

②また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、当該発電事業者等及びその関連会社が支配的な卸供給シェアを有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

【目次】

I . 23年度交渉に向けた状況(内外無差別な卸売の実効性確保策)

- 1) 各社の卸販売概要
- 2) 各社の取り組み状況
- 3) 現時点における評価と論点
- 4) 今後の対応について

II . 不当な内部補助防止策にかかるコミットメント状況

- 1) 卸売関連
- 2) 小売関連

1) 卸売関連

①期中相対卸取引（5月～8月末※¹）に関する交渉方針

- 各社の卸売方針を確認したところ、余力が出た場合は内外に交渉機会を設けており、また余力が厳しい場合にも燃料調達とのセット取引、自社供給力が不足する局面を補完するスワップ取引など発電側がメリットを享受できる契約を締結しているとの説明があった。
- なお、22年度社外（グループ外）卸について、期初契約（前回FU報告分）と期中契約（今回FU報告分）をアワーベースで比較したところ、半数以上の事業者が、期初契約に対する期中契約の割合が5%以下となった。

相対交渉（期中分）の交渉方針に関する各社からの説明

事業者	配分の考え方
北海道	余剰が見込まれた場合の販売だけでなく、不足が見込まれる場合の追加調達と合わせて、市場リスクと信用リスクに留意し、卸先や卸量、受渡方法を考慮のうえ決定。
東北	供給余力が見込まれる月は可能な限り卸販売を行っており、期中の相対卸販売については先物価格等を基準とした価格にて販売する方針。新電力側から問い合わせはあったものの、先方の買い希望価格がマーケット水準に届かず、交渉に至らないケースも多々あり。実際に当方から価格提示のうえ交渉に至った2社については、相手方の希望数量にて取引合意に至った。
東電EP	自社需要増に伴い余力が見通せないため、期中相対の交渉を行っていない。
中部ミライズ	卸先は、グループ内外問わず、個別で問い合わせのあった事業者や、ブローカーを通じて広く声かけを行い、マッチングした事業者と交渉実施。卸量は、余剰が見込まれた時期・量を元に、グループ内外問わず、相手方ニーズに応じて協議・決定。
JERA	ブローカーを介した販売を基本とし、買い手のニーズを踏まえた販売を行ったものの、当社の価格と買い手のニーズがマッチしなかった。
北陸	供給余力がない状況だったが、燃料納入とのセット協議について申し出があり、1件の契約に至った。
関西	原子力発電所の定期検査終了延長に伴い、夏季は供給余力が見通せず、期中相対の交渉は実施していない。
中国	供給余力がある月について、取引希望のあった各事業者から希望する受給条件の提示を受け、利潤最大化となるような組合せを選定のうえ、事業者との契約協議を実施。
四国	供給余力がない状況だったが、特定の事業者から夏季の引合いがあり、弊社大型電源定検停止後の冬季受電ニーズを補完するスワップ取引を合意できたこと等から、需給上耐えうる範囲での卸販売という形で4社との間で成約に至った。
九州	22年度上期は供給余力がなく、上期の期中契約は無し。22年度の期首契約は、22年度の原子力稼働状況が不透明なことから、供給力不足の懸念があったため、一部の事業者と双方合意のうえ上期契約として締結し、下期は別途協議としていた。下期の期中契約は、上期契約者と上期契約量をベースに交渉し、協議の結果、一部の事業者と成約となった。
沖縄	社内外問わず、申し込みがあれば随時交渉。

※1 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

②社外相対卸取引の契約件数（5月～8月末※¹）（1/2）

事業者	相対卸取引			
	成約件数	確定数量契約	変動数量契約	複数年契約※ ²
	上段：21年度実績のある事業者 下段：22年度より新規契約の事業者			
北海道	12	12	0	0
	11	11	0	0
東北	1	1	0	0
	1	1	0	0
東電グループ （東電EP）※ ³	0	0	0	0
	4	2	2	1
中部グループ （中部ミライズ）	4	4	0	0
	4	2	2	2
JERA 東エリア	0	0	0	0
	2	2	0	0
JERA 西エリア	0	0	0	0
	0	0	0	0
北陸	0	0	0	0
	1	1	0	0
関西	0	0	0	0
	0	0	0	0
中国	4	3	1	0
	11	11	0	0
四国	1	1	0	0
	3	3	0	0
九州	7	3	4	0
	1	1	0	0
沖縄※ ⁴	0	0	0	0
	1	0	1	0

※¹ 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

※² 複数年契約は以下に該当する件数を記載。

2021年度以降に交渉した、2022年度以降からの開始分を計上。（2021年度以前からの複数年契約は対象外）

※³ 東電EPの成約件数はいずれも、グループ内事業者から東電EPへの一部業務移管に伴い、グループ内事業者の契約を東電EPへ引き継いだもの。東電EP自体は、22年度期中契約の成約件数は0件。

※⁴ 常時バックアップを含む。沖縄電力は、新電力からの卸供給の申込は随時受け付けており、また申込には基本的に応じることとしている。なお、契約期間は1年単位のみ。

②社外相対卸取引の契約件数（5月～8月末※¹）（2/2）

【交渉件数・成約件数について】

- JERA（西エリア）、関西電力は、期中の成約件数が0件であった。この理由について、各社から以下のような説明があった。
 - ブローカーを介して買い手のニーズを踏まえた販売を行ったものの、販売価格と買い手のニーズがマッチしなかった。（JERA）
 - 原子力発電所の定期検査終了延長に伴い、夏季は供給余力が見通せず、期中相対の交渉は実施していない。（関西電力）

【変動数量契約について】

- 契約オプションについては、九州電力・沖縄電力以外の事業者において、確定数量契約が変動数量契約に比べて多い傾向であった。特に、北海道電力、中国電力については、成約件数が一定量あるにも関わらず、変動数量契約は1件以下であった。この理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 相対取引において、新電力から変動数量契約の引き合いがない。（北海道電力）
 - 夏季短期取引については受給期間の期近に協議を行うものであり、各事業者は、自身の必要量を確定した段階で取引を申し出ているため、そもそも変動数量契約のニーズがないものと認識している。事実、過去を含め、各事業者からの変動数量契約に関する問い合わせもないため、今年度についても確定数量契約のみの販売としている。また、年間契約については、確定数量契約（3件）と変動数量契約（1件）の成約数に大きな差は無いものと認識している。（中国電力）

【複数年契約について】

- 全ての事業者において、2022年度期中の複数年契約は極めて少ない。
- 中部ミライズは2件の複数年契約があるが、これは新規電源の立ち上げに伴い、10年以上の長期契約ニーズを持ち信用力のある事業者とグループ内外問わず交渉を行った結果である、との説明があった。

※1 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

③社内卸取引（5月～8月末※¹）について

- 22年度社内（グループ内）卸について、期中で追加的に卸を実施していないか確認したところ、2社（JERA、沖縄電力）について、社内（グループ内）小売からのニーズを受け、協議の末、追加供給を行っていた。この点について、各事業者を確認したところ、各社から次のような説明があった。
 - 東電EPとの複数年契約の中で、火力発電所の契約延長を行い、供給量を増加。当該発電所に紐づく販売は、21年度にマッチング掲示板にて広く販売条件を提示したが成約には至らなかったことに加え、追加供給の単価は実調達コストベースであり、当時マッチング掲示板に提示した条件と同等である。また、グループ外に対してはブローカー経由で相対契約ニーズに応じていく。（JERA）
 - グループ内小売から、複数回kW増量の申込があり、都度変更契約を締結。内外共に、申込みがあれば随時対応を行っている。（グループ外小売への変更実績もあり）（沖縄電力）

④卸売における取引価格について（1/3）

- 社内・グループ内取引価格と社外相対卸価格の考え方、及び該当期間での社内・グループ内取引価格と社外相対卸価格の平均単価の関係（22年度見通し、22年度上期実績、22年度見通し（見直し値）それぞれ）は下記の通り。

事業者	社内（グループ内）取引価格の考え方※1	社外相対卸価格の考え方※1	社内外取引価格の関係（負荷率補正単価を比較） 上段：22年度見通し※1 中段：22年度上期実績 下段：22年度見通し（見直し値）
北海道	- 価格契約時点での時価で設定する。 22年度は、第2回BL市場供出価格をベースに決定。	<u>交渉時の時価を基準として社外取引価格を決定。</u>	社内取引価格<社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
東北	右記の社外の相対卸の交渉状況も参照しながら、平行して社内小売部門と協議し、内外無差別に決定。	- 第3回のBL市場約定価格を発射台に本格的に交渉を開始。その後の交渉を経て、社外相対卸価格を決定。 - 相手先によって負荷率が様々であり、負荷率を補正したときの価格水準が内外無差別であるかを確認。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
東電グループ （東電EP）	電源可変費単価に、負荷率調整済みの固定費単価、管理費単価、及び利益単価を積み上げて決定。	左記と同様に決定。	グループ内取引価格>社外相対卸平均価格 グループ内取引価格>社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格
中部グループ （中部ミライズ）	- 限界費用 + αとして設定。 - 限界費用は、燃料/市場価格見通し、契約期間、利用パターン、通告変更期限によって変動。	左記と同様に決定。	グループ内取引価格<社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格 グループ内取引価格<社外相対卸平均価格
JERA	電源にかかる費用（固定費・可変費）の全額回収することを基本として決定。	左記と同様に決定。	東電EP向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 東電EP向け社内取引価格>社外相対卸平均価格 東電EP向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格>社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格<社外相対卸平均価格 中電ミライズ向け社内取引価格>社外相対卸平均価格

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

④卸売における取引価格について（2/3）

事業者	社内取引価格の考え方※1	社外相対卸価格の考え方※1	社内外取引価格の関係（負荷率補正単価を比較） 上段：22年度見通し※1 中段：22年度上期実績 下段：22年度見通し（見直し値）
北陸	交渉時点での卸市況をベースに、受電パターン、オプション価値等を定量化の上で決定。	- 交渉時点での卸市況をベースに、受電パターン、オプション価値等を定量化の上で決定。 - 相手先によって受電パターン・オプション価値・負荷率等が様々であり、補正したときの価格水準が内外無差別であるかを確認。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格<社外相対卸平均価格 社内取引価格<社外相対卸平均価格
関西	スポット市場の市況の水準に加えて、持続的に電源を維持していくことが可能となるコスト水準を組み合わせ設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格=社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
中国	受給期間/負荷率/想定受給パターン/想定市場価格/想定燃料価格/想定供給コスト/足元の市場価格動向（スポット価格、電力先物価格、ブローカーにおける売買の市況等）を総合勘案して決定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
四国	コマ毎の想定市場価格を供給ロードカーブで加重平均した単価に通告変更オプションやマージン等を反映して設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
九州	事業計画上の社内小売需要に必要な発電費用を回収できる水準で設定。	左記と同様に決定。	社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格 社内取引価格>社外相対卸平均価格
沖縄	社内外に区別なく常時バックアップ料金メニュー・需給調整用卸電力メニュー料金を提供。	左記の通り。（社内外同一メニュー）	※2 社内取引価格=社外相対卸平均価格 ※2

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

※2 沖縄電力の社外相対卸は、利用実績が出るまで単価計算できないため、22年度見通しはない。

④卸売における取引価格について（3/3）

- 2022年度上期の卸売平均単価の実績を見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている事業者（中部ミライズ、JERA、北陸電力）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 2022年度の卸売平均単価の見通しと同様の理由（他エリアでの大口相手先（グループ内）に対してかなり早い時期（2020年11月）に価格設定を行った契約がグループ内取引価格を押し下げる要因となったが、当時の市況を前提とすると、他社に比して優遇したわけではない。）による。（中部ミライズ）
 - 通年では、8月から営業運転開始した新設石炭火力（既設PPA平均単価よりも高い）のグループ内販売分の影響によりグループ内取引価格がグループ外取引価格よりも高くなると見込んでいるが、上期のみの場合、新設石炭火力のグループ内販売分の価格への影響が限定的（約2カ月間のみ）であることが要因である。（JERA）
 - 社外取引の一部契約において、燃調について石炭価格に基づくフォーミュラの契約があり石炭価格上昇に伴って単価が上昇したことや、その燃調の適用月の違い（タイムラグの違い）等が主な要因である。（北陸電力）
- 2022年度の卸売平均単価の見通し（見直し値）を見ると、2022年度上期実績では、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より低くなっているにも関わらず、見直し値は社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている（上期実績と22年度全体で大小関係が逆転している）事業者（東電EP、JERA）があった。その理由について、以下のような説明があった。
 - 上期実績値と見通し（見直し値）で、対象の契約が異なるため。具体的には、本年10月よりグループ内事業者から移管された卸契約が、上期実績値には含まれておらず、見通し（見直し値）にのみ反映されており、その結果として「グループ内取引価格<社外相対卸平均価格」となった。（東電EP）
 - 2022年度上期実績は、東電EPとの複数年契約の中で、火力発電所の契約延長を行い、供給量を増加したことに伴って、追加燃料調達分を実績清算した結果、グループ内取引価格が上昇した。一方、2022年度の卸平均単価の見通し（見直し値）は、2022年度の卸売平均単価の見通しと同様の理由（グループ外取引において、JKM相当の価格水準での大口契約があったことが要因である。）により、グループ外取引の平均価格がグループ内取引価格より高くなっている。（JERA）

(参考) 卸売における取引価格について

- 2021年度の卸売平均単価の実績を見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格と比べて高くなった事業者（北海道電力、JERA、北陸電力）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 市場価格が高めに推移する需要期に限った短期間の取引が多く行われた結果、相対的に高い価格水準での成約があったため価格差が生じた。（北海道電力）
 - お客様ごとに採用している燃調の参照月に差異があり、グループ内外の契約で資源価格の高騰影響の反映時期に違いが生じたことが主な要因である。（JERA）
 - 期中において、市況水準が高く推移する中、供給余力を活用した比較的単価の高い相対卸契約（需要期等の契約期間を限定した契約）等が増加したことが主な要因である。（北陸電力）
- 2022年度の卸売平均単価の見通しを見ると、社外・グループ外取引の平均価格が社内・グループ内取引価格より高くなっている事業者（北海道電力、中部ミライズ、JERA）があった。その理由について、各社から以下のような説明があった。
 - 価格差は契約締結時期の差による。市場価格は2021年度から現在にかけて上昇傾向にあり、一般的には契約締結時期が早い卸契約のほうが安価となる傾向であり、市場変化の結果によるものである。（北海道電力）
 - 他エリアでの大口相手先（グループ内）に対してかなり早い時期（2020年11月）に価格設定を行った契約がグループ内取引価格を押し下げる要因となったが、当時の市況を前提とすると、他社に比して優遇したわけではない。（中部ミライズ）
 - グループ外取引において、JKM相当の価格水準での大口契約があったことが要因である。（JERA）

⑤卸売におけるオプション価値について（1/2）

2022年度受渡し分（5月～8月末※3）

- 旧一電各社は通告量を変動させることのできる変動数量契約を社外・グループ外にも提供しており、①最終通告期限および②通告変更量のアローアンスの設定状況について、ほとんどの事業者において前回報告時より変更はなかった。他方で、九州電力は、期中の社外向け変動数量契約の一つにおいて、前回報告時よりも自由度の高い②通告変更量のアローアンス：「通告量に対して▲50%まで」を設定している。
- 中部ミライズは、前回報告時にはグループ内向け変動数量契約が存在しなかったが、期中に1件成約した。
①最終通告期限と②通告変更量のアローアンスは、グループ内外で同一である。

変動数量契約における条件設定（22年度受け渡し分）※1※2			
事業者	区分	最終通告期限	通告変更量のアローアンス
北海道	社内	・GC直前まで	・取り決めた最大kWの範囲内（小売需要の範囲内）
	社外	・前日まで ※BG加入を前提に、社内と同条件を提示できるが、実績なし。	・契約kWの範囲内
東北	社内	・エリア内：2日前まで ・エリア外：2営業日前まで	・月間計画値から±30%以内
	社外	・エリア内：2日前まで ・エリア外：2営業日前まで	・月間計画値から±30%以内
東電G (東電EP)	グループ内	・東京エリアで受け渡しの場合は前日0:00 ・他エリアの場合は前々日12:00	・前日通告は、月間計画に対して±10%以内
	社外	・東京エリアで受け渡しの場合は前日0:00 ・他エリアの場合は前々日12:00	・前日通告は、月間計画に対して±10%以内
中部G (中部ミライズ)	グループ内	・ <u>前月まで</u>	・ <u>基準電力量から±10%以内</u>
	社外	・前月まで	・基準電力量から±10%以内

※1 社外については、複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。

※2 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

※3 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

⑤卸売におけるオプション価値について（2/2）

2022年度受渡し分（5月～8月末※3）

変動数量契約における条件設定（22年度受け渡し分）※1※2			
事業者	区分	最終通告期限	通告変更量のアロース
JERA	対EP	・前日まで	・契約の範囲内（小売需要の範囲内）
	対ミライズ	・GC1時間前まで	・1年前通告は、2年前通告量に対して±10%以内 ・月間通告は、四半期毎通告量に対して±5%以内 ・GC前通告は、当日起動している発電機の空きkWの範囲内
	社外	・2日前まで	・2日前通告は、契約kWの範囲内 ・ただし、需要実績量が、事前通告の月間需要量に対して±5%以内
北陸	社内	・2日前まで	・契約kWの±5%以内
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内
関西	社内	・2日前まで	・契約kWの範囲内
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内（ただし、契約量の+10%、-20%以内）
中国	社内	・2日前まで	・契約締結時に定めた予定月間受給電力量の±15%
	社外	・2日前まで	・契約kWの範囲内 ・ただし、契約kWに対する月間及び年間の利用率制約あり。
四国	社内	・GC直前まで	・上限：取り決めたkW（小売需要の範囲内） ・下限：契約電力量に対して▲20%まで
	社外	・2日前まで ※社内と同条件を提示できるが、実績なし。	・上限：契約kW ・下限：契約kWに対して▲15%まで
九州	社内	・前日午前9時	・前々日16時の通告値から大幅な乖離なし（±5%以内程度）
	社外	・2日前まで ※社内と同条件を提示できるが、実績なし。 ・GC1.5時間前 ※BG加入を前提とする。	・ <u>通告量に対して▲50%まで</u>
沖縄	社内	・当日まで	・取り決めた最大kWの範囲内（小売需要の範囲内）
	社外	・当日まで	・契約kWの範囲内（小売需要の範囲内）

※1 社外については、複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。

※2 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

※3 交渉時期が5月～8月末までの相対卸取引が対象。

(参考) 先渡市場の活用状況

- 前回報告時から変更点のある事業者として、**東電EP、九州電力**は、22年度上期の売入札実績がないが、これは供給力不足に伴い**売入札を停止**していることによるとの説明があった。

事業者	21年10月～22年4月末までの実績（前回報告内容）	22年5月～8月末までの実績※ 1
北海道	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
東北	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
東電グループ （東電EP）	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	22年1月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
中部グループ （中部ミライズ）	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 11月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。	21年11月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
JERA	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
北陸	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 1月から供給力不足に伴い売り入札を停止。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
関西	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 22年6月下旬から供給力不足に伴い売り入札を停止。
中国	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績はなし。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。
四国	先渡市場への売入札は実施していない。	先渡市場への売入札は実施していない。
九州	- 先渡市場への売入札は実施している。約定実績は有り（1件）。 - 供給力不足に伴い売り入札を停止した時期有り。	22年4月から供給力不足に伴い売り入札を停止。

(参考) 先物市場への直接参加の状況

- **四国電力**は、前回報告時では間接含め先物市場へ参加していなかったが、体制等の検討の結果、**22年9月から間接参加済み**である。

事業者	6月末までの実績（前回報告内容）	9月末までの実績※ 1
北海道	・取引所への直接参加を行っている。	・取引所への直接参加を行っている。
東北	・取引所への直接参加をグループ会社にて実施している。	・取引所への直接参加をグループ会社にて実施している。
東電グループ (東電EP)	・取引所への直接参加は行っていない。 間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
中部グループ (中部ミライズ)	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。
JERA	・取引所への直接参加を行っている。	・取引所への直接参加を行っている。
北陸	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
関西	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）
中国	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
四国	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接含め参加していない。	・取引所への直接参加は行っていない。 ・間接参加を行っている。
九州	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）	・取引所への直接参加は行っていない。 ※間接参加及び相対での先物取引の体制は整備済み（取引実績はなし）

※ 1 前回報告内容からの変更点のみを太字下線で表記。

2) 小売関連

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（1/5）

- 各社へのヒアリングによれば、22年度上期実績値について、北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力において、小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る水準となっていた。
- 同じく、22年度見通し値（見直し値）について、全社において、小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る水準となっていた。

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の考え方※1	小売平均単価と費用単価の関係	
		・上段：22年度見通し値※1 ・中段：22年度上期実績値 ・下段：22年度見通し値（見直し値）	
北海道	- まず、年度開始前に、次年度の予算計画の策定時に、過去の実績や次年度の競争環境等を踏まえつつ、社内取引等を含む各種費用を考慮した販売計画および費用予算を設定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売収入については、小売部門が実績を取りまとめ、定期的（基本的に四半期ごと）に担当執行役員へ報告するとともに、必要に応じて販売方針の見直しや次期販売計画への反映を行い、小売平均単価の維持・確保に努めていく。また、費用について、予算所管部門にて予実管理を行っていく。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
東北	社内取引価格＋非化石証書購入コストと小売平均価格の大小関係について半期ごとに確認し、確認結果は監査等委員の取締役も出席する経営会議に報告する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
東電EP	- まず、年度開始前に、小売販売想定や電源調達、諸経費の想定を元に事業計画を策定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、毎月、売上高の変動や調達価格変動、諸経費の状況把握により、収支を確認（企画・経理部門）するとともに、小売価格が社内取引も含む電力調達単価と非化石証書の外部調達単価の合計を下回らないように管理を行っている。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
中部ミライズ	- まず、年度開始前に、小売販売収益の見通しを、グループ内取引も含む電力調達費用＋非化石証書の外部調達費用の見通しが、下回ることを確認する。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、月次で状況を確認する。確認は、社長を筆頭に各部署の長が出席する会議で行われる。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（2/5）

事業者	適切な費用認識に基づく小売販売の考え方※1	小売平均単価と費用単価の関係	
		・上段：22年度見通し値※1	
		・中段：22年度上期実績値	
		・下段：22年度見通し値（見直し値）	
北陸	- 企画部門と小売販売部門が連携し、社内取引価格および非化石証書の購入コストと小売平均価格との関係を年度開始前、年度中でも定期的に確認し、確認結果は社長へ報告する。 - また、小売販売収益の見通しが、社内取引も含む電力調達費用＋非化石証書の外部調達費用の見通しを上回っていることを確認している。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
関西	- 社内取引設定時に、社内取引価格の前提をもとに、小売販売収益の見通しが、電力調達価格＋非化石証書の外部調達費用の見通しを下回らないことを確認。 - また、企画部門が、電力調達単価＋非化石証書取引単価と小売平均価格の実績の比較を四半期毎に行い、状況を確認することで、不当な内部補助防止に向け取り組んでいる。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
中国	- まず、年度開始前に、社内取引も含む電力調達費用や非化石証書の外部調達費用等の小売に係るコストを確認したうえで、当該コストを上回る次年度の販売計画を策定している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、小売部門は、社内取引価格、他社電源購入費、非化石コスト、販売コストを小売総コストと認識して小売価格を設定し、四半期毎に状況を確認する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
四国	- まず、次年度の計画策定の段階で、発電・小売販売事業別の収支を算定し、経営レベルの承認を得ることとしている。 - その上で、事業の収益性や持続可能性を踏まえ、供給原価、コストの変化を見極めながら、また、卸電力取引市場価格の変動や社内取引価格も念頭に置いて設定している。	小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
九州	- 小売販売計画の策定に当たっては、小売仕入原価（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）と小売平均単価の価格バランスを確認している。 - その上で、コスト割れでの小売販売とならないよう、発電・小売を統括しているエネルギーサービス事業統括本部長が、小売平均単価が小売仕入原価を上回っているかを四半期ごとに確認する。	小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	
沖縄	コスト割れでの小売販売とならないよう、企画部門が、社内取引等を踏まえた小売の調達コストが小売平均価格を下回っていることを年度単位で確認する。	※2 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価） 小売平均単価＜（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）	

※1 第75回制度設計専門会合（令和4年7月26日）の回答を再掲。
※2 沖縄電力は、当初22年度収支見通し未定としていたため、22年度見通しはなかった。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（3/5）

- 22年度上期実績の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力に、その理由を確認したところ、各社から以下のような説明があった。
 - 電力調達単価には足下の燃料価格高騰影響が反映される一方で、小売料金では燃料費調整のタイムラグ影響や、低圧料金において8月分から燃料費調整の上限に到達した影響等により、収入単価の上昇が燃料価格の上昇に追いついていないため。（北海道電力）
 - ①燃料費調整制度の上限価格到達により、かかる費用を適切に料金（収入）単価に反映できない状態が続いていることに加え、②市場価格高騰等に伴う他社電源調達コスト（FIT小売買取）の増加により調達単価が上昇したため。（東北電力）
 - 費用面で、市場価格上昇に伴い他社電源調達コストが増加したこと、また収入面で、規制料金の燃調上限超過による小売販売単価の上昇幅が抑制されたため。（北陸電力）
 - 計画を上回る管内の戻り需要について、第71回制度設計専門会合にて「戻り需要」に係る独占禁止法・電気事業法の解釈が示されるまでの間について、原則、標準メニュー水準にて受付を実施しており、市場等からの追加供給力の確保が必要となったことから、結果として、上期実績において、電力調達価格＋非化石証書取引価格が小売平均販売単価を上回る結果となった。また、規制部門は燃料費調整における上限価格を超過しているため、燃料価格上昇を小売価格に反映しきれていないことも要因として挙げられる。（関西電力）
 - 2022年度の計画策定時点では、社内取引価格や非化石証書の購入費用を適切に認識したうえで「小売平均単価＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」の関係となるよう小売平均単価を設定し、お客さまとの契約を更改した。しかし、市場価格高騰等に伴う他社電源調達コスト（FIT小売買取分）の増加や燃調上限超過（規制部門等）を受けたため。（中国電力）
 - 2022年度見通しと同様の理由（電源調達単価は市況の影響を受け上昇する一方、小売価格を一律かつ急激に上げることは、お客さまの料金の安定性が損なわれることから現実的ではない）のため。（四国電力）

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（4/5）

- 小売仕入原価について、燃料価格の高騰に伴う外部調達費用（FIT小売買取分、相対契約等）の上昇によって、電源調達費用が増加したこと、また、小売平均単価について、契約更改のタイミング等で販売先との価格引上げ協議に取り組んでいるものの、増分費用の反映には一定の時間を要する見通しであること、および燃料費調整単価の上限影響（低圧）によって収入が抑制されたことにより、小売平均単価<小売仕入原価となっている（九州電力）
- 燃料価格高騰により、小売収入側では22年4月より燃調上限に到達した一方、調達側は卸売メニューに燃調上限設定がないことや、FITの回避可能費用単価も高めに推移したことから調達コストが増加したため。（沖縄電力）
- 22年度見通し（見直し値）の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回る理由を全社に確認したところ、以下のような説明があった。
 - 各社、標準メニュー単価見直し、低圧自由料金プランにおける燃料費調整制度の上限設定の廃止、小売規制料金の値上げ認可申請に向けた準備等に取り組み、小売単価の引き上げに努めているが、
 - ・顧客との契約の多くが年度開始契約であり、期中での大幅な小売単価引き上げは困難であること
 - ・調達単価の上昇分の顧客への即時転嫁については、顧客の受容性等を踏まえた慎重な検討の必要があること
 - ・規制料金メニューでは、国の法令により燃調上限が設定されており、機動的な小売単価引き上げは困難であること等の理由から、2022年度見通し（見直し値）についても、「小売平均単価<電力調達単価+非化石証書外部調達単価」となっている。

小売販売上の不当な内部補助防止策の確認結果（5/5）

- 22年度上期実績の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回っている北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力について、規制料金における燃料費調整が上限に達した影響等によるものであり、そのことをもって「社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定する」とするコミットメントを履行できていないとは考えられないのではないか。他方で、今後とも状況を注視していくこととしてはどうか。
- 22年度見通し（見直し値）の小売平均価格（託送抜き）が、社内取引を含む電力調達費用と非化石証書外部調達費用の合計を下回っている全社について、期中での小売料金の引き上げは困難との説明に一定の合理性はあること、各社小売料金の見直しに向けて取り組みを実施している（次項参照）ことから、現時点でコミットメントを履行できていないとは考えられないのではないか。他方で、今後とも状況を注視していくこととしてはどうか。

(参考) 各社の小売料金改定に関する状況

- 各社、高圧以上の標準メニュー見直しや、低圧自由料金プランの燃料費調整制度の上限設定廃止、規制料金の値上げ認可申請に向けた準備等を実施中。

事業者	特別高圧・高圧※	低圧※	
		自由料金	規制料金
北海道	12月末～23年1月上旬の標準メニュー新規受付、4月からの供給に向け、検討予定。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	(言及なし)
東北	22年11月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は来春目途に供給再開を目標。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	23年度早々の値上げを念頭に、認可申請を11/24実施。
東電EP	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 見直し後メニューの新規受付は10/26終了。	全ての料金メニュー見直しに向け検討予定。(燃料費調整制度の上限設定なし)	見直しに向けて具体的に検討中。
中部ミライズ	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は同年1月頃より受付再開予定。	22年12月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	(言及なし)
北陸	23年4月より、標準メニュー見直し予定。	23年4月より料金メニュー改定予定。(燃料費調整制度の上限設定なし)	23年4月の値上げを念頭に、認可申請を実施予定。
関西	年内に標準メニューの新規受付開始、23年4月より供給開始に向け、準備中。	(言及なし)	(言及なし)
中国	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は23年1月頃より受付再開予定。	- 値上げに向けて検討中。 (燃料費調整制度の上限設定なし)	23年4月の値上げを念頭に、11月中に認可申請を行う方向で準備中。
四国	23年4月以降、標準メニュー見直し予定。 - 新規は22年12月より受付再開予定。	22年11月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。	値上げに向けて具体的に検討中。
九州	- 内容の見直しを検討中。 - 新規は23年2月より受付再開予定。	(言及なし) (燃料費調整制度の上限設定なし)	(言及なし)
沖縄	23年4月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。 23年4月より<u>全ての料金メニューの値上げ</u>に向けて具体的に検討中。	- 燃料費調整制度の上限設定の廃止に向け検討中。(低圧) 23年4月分の電気料金より、<u>燃料費調整制度の上限設定を廃止</u>予定。(高圧) 23年4月より<u>全ての料金メニューの値上げ</u>に向けて具体的に検討中。	23年4月の値上げを念頭に、具体的に検討中。

※ 沖縄エリアは高圧に規制料金が課されているため、「特別高圧・高圧」⇒「特別高圧」、「低圧」⇒「高圧・低圧」について記載している。

現時点における旧一般電気事業者の 内外無差別な卸売の評価方針（案）について

第 8 3 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和 5 年 3 月 2 7 日（月）

本日の御議論いただきたい内容

- 第79回制度設計専門会合(2022年11月25日開催)において、「23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第(2023年3月末目途)速やかに次のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合(2023年半ば目途)において御審議いただく」ことと整理された。
- また、資源エネルギー庁の第59回電力・ガス基本政策小委員会(2023年3月1日開催)において、「監視委の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能」、「6月頃に内外無差別の評価及び常時BUの廃止判断」を行うこととされた。
- 以上を踏まえ、本日は、23年度の通年の相対契約について、内外無差別性の確認・評価に先立って、どのような基準に照らして評価を行うことが適切か、その評価方針について御議論いただきたい。

(4) 今後の対応について (案)

第79回制度設計専門会合（2022年11月25日）資料6より抜粋

- 23年度向けの相対卸契約について、内外無差別の実効性の確保に向けて各社から新しい取組が表明されていることに加えて、実効性を確保するためには事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘もあったことも踏まえて、今般、各社の取組状況について、中間的な確認を行ったところ。
- 監視等委員会事務局においては、まだ来年度に向けた取組が表明されていない事業者については、早急に方針を示すよう促していくこととしたい。また、すでに取組が表明されている事業者についても、本日御議論いただいた内容を踏まえつつ、その取組を今後とも随時確認していくこととしたい。
- また、常時バックアップについては、内外無差別な卸売が担保できた場合、廃止することとされており、第56回電力・ガス基本政策小委員会（令和4年11月24日開催）において、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。本日御報告した通り、一部の事業者では極めて透明性の高い取組が進んでいることを受けて、旧一電、新電力の双方から、常時バックアップの廃止にかかる内外無差別性の評価がいつ行われるのか、予見性があることが必要、との御指摘もあるところ。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、各社から既に表明されつつある卸売のスキームも非常に重要な要素であるが、そうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要である。こうしたことを踏まえ、23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第（2023年3月末目途）速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合（2023年半ば目途）において御審議いただくこととしてはどうか。

(1) 常時BUの廃止（論点②：常時BUの廃止のタイミングと新電力の事業活動への影響）

- 監視委の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能ということになる。
- 常時BUの廃止のタイミングをフォローアップ直後にすることも考えられるが、その場合、常時BUの契約期中での契約が終了したり、新電力が常時BUの契約の継続を検討していたのにも関わらず、その機会を突然喪失することになる等、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も存在。
- 実態として、監視委において、相対契約の太宗を占める1年契約の実績評価は毎年6月頃になされていることや、翌年度の卸売りの交渉が10～12月頃に開始されることを考慮すると、「6月頃に内外無差別の評価及び常時BUの廃止判断、10～12月頃に翌年度の卸売りの契約交渉開始、翌年3月末に常時BUの廃止」を基本的なケースとして運用してはどうか。（※1、2）
 - （※1）6月頃以外に内外無差別の評価がなされた場合は、新電力の電源アクセスの機会にも配慮しつつ、ケースバイケースで判断してはどうか。
 - （※2）必ずしも契約終了が3月末となっていない契約（契約期間が7月～翌年6月となっている、等）も存在。このような契約については、3月末に契約が終了する可能性があることが旧一電と新電力の双方で合意されている場合は、3月末に常時BUを廃止しても問題ないのではないか。なお、契約満了前に契約を解除するに当たっては、旧一電と新電力との間で十分に協議した上で行うよう留意する必要がある。

現時点における内外無差別な卸売の評価方針（案） 1/2

- 内外無差別性の評価に際しては、確認すべき項目を抽出し、項目ごとに、「◎評価：現時点で内外無差別が担保されている」、「○評価：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった」、「×評価：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された」の3段階で評価することとしてはどうか。
※本資料では、当専門会合等におけるこれまでの御指摘を参考にしつつ、確認項目を抽出。各項目の◎、○、×それぞれの評価に該当すると考えられる典型的な例を「評価基準（例）」として記載しているが、実際の評価に際しては、その例のみに限ることは想定していない。
- そのうえで、確認項目のなかで、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目を抽出し、当該項目が全て◎評価、且つそれ以外の項目が全て○評価以上の場合に、現時点で内外無差別が担保されていると評価することとしてはどうか。
- なお、評価を踏まえて、必要に応じて更なる取組を促していくこととしてはどうか。

現時点における内外無差別な卸売の評価方針（案） 2/2（イメージ）

	確認観点	No.	確認項目（後頁に詳細）	◎○×評価（例）
A	内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	1★	...	◎
		2	...	○
B	内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー	3★	...	◎
		...	...	○
C	内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断	...★	...	◎
		...	...	○
D	オプション価値	...★	...	◎
		...	...	○
E	長期契約	...★	...	◎
		...	...	○
F	転売禁止	...★	...	◎
G	エリア内限定の供給	...★	...	◎
H	価格以外の評価基準（与信評価・取引実績評価）	...★	...	◎
		...	...	○
I	入札制（東北、関電、JERA、東電EP）に特有の確認項目 ※1	...★	...	◎
		...	...	○
J	ブローカー制（北海道、JERA）に特有の確認項目 ※1	...★	...	◎
		...	...	○
K	相対交渉（北陸、中電HD、中国、四国、九州、沖縄）に特有の確認項目 ※1	...★	...	◎
		...	...	○
L	相対卸契約価格（結果）	...	...	○
M	小売価格への反映	...	...	○

左例のように、**特に重要な確認項目が全て◎評価、且つそれ以外の項目が全て○評価以上の場合は、現時点で内外無差別が担保されていると評価**

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする

凡例

★：特に重要な確認項目

◎：現時点で内外無差別が担保されている

○：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった

×：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された

【参考】内外無差別な卸売の評価に関する御指摘概要（抜粋） 1/2

- 過去の審議会等において、内外無差別の評価に係る多様な観点の御指摘を頂いた。
- 特に、常時BU廃止の議論のなかで、何をもって内外無差別が達成されたと言えるか、という基準を監視等委員会で検討する必要があるとの御指摘を受けた。

観点	審議会等 (御発言者)	御指摘概要	対応方針
常時BU廃止	第56回/第57回 電力・ガス基本政策小委員会 (松村委員)	・（常時BUを）廃止した後も、内外無差別の監視は続くと思うが、その際に蓋をあけてみたら、内外無差別とはほど遠いものだったと判明したら常時BUは復活するのか。それとも別の手段を講ずるのか。満たされなくなった時にどうするかを検討しておくのとおかないのでは、廃止の判断の重みも異なると思う。 ・何が満たされれば、内外無差別が達成されたと言えるのか、という基準のようなものが全くはつきりしていないと思う。何が実現していれば内外無差別だと言えるのかということはこれから詰めていくということが（「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（案）」に）書いてある。	・内外無差別の評価における確認項目（案）・評価基準(例)を検討（本資料） ・ただし、あくまでも現時点での評価とし、将来的に内外無差別が未達成と改めて評価した場合は、常時BUの復活を想定（第59回電ガ小委）
	同上 (松橋委員)	・常時BUの廃止については、廃止の方向性に異論はないが、どうすると内外無差別が担保されたと言えるのか。 ・石炭火力と原子力が内外無差別な条件で多くの事業者に担保されることが大事。	
	第79回制度設計専門会合（竹廣オブザーバー）	価格、量、契約の実態を事後的に評価いただいて、常時BUの廃止に進むか否かの議論に入っていただきたい。	
入札制	同上 (草薙委員)	例えば、自社小売も入札に参加しているが、その前段階で自社小売分をまず差し引いて、余剰分を入札に出しているというなら、意味がないので、そういった抜けがないのかを確認してほしい。	確認項目へ反映（p9）
	同上 (松村委員)	例えば、東北では、与信評価等を定量的に判断することは、監視等委から判断しやすいことから透明性は高いが、「等」のなかに、与信以外に何が入っているか細部まで見る必要がある。 関電について、負荷パターンをもとに価格評定を行う、というのは具体的にどういう内容か確認する必要がある。	確認項目へ反映（p14）
	同上（中野オブザーバー）	実際に内外無差別な入札が実施されたか、かつその結果が、小売事業者の価格に規制部門含めて適正に反映されているかがポイントで、事務局にはよく見ていただきたい。料金の反映が担保されない場合は、最終的に消費者の不利益につながるので、厳しく監視してほしい。	確認項目へ反映（p19）

【参考】内外無差別な卸売の評価に関する御指摘概要（抜粋） 2/2

観点	審議会等 （御発言者）	御指摘概要	対応方針
ブローカー制	第79回制度設計専門会合 （松村委員）	ザラバで実施するという点は、小さなロットで出していくということを念頭に置いているなら公平性があるが、一方で、先着優先で公平性が担保されているかについては、事務局で丁寧に見てほしい。	確認項目へ反映 （p16）
相対交渉	同上	北陸と九州に関しては、「中長期的な関係性」について、勝手に判断して差をつけるということであれば、本当に公平かはわからず、大丈夫かという懸念を持ってしまうような記載となっている。なぜこのような不透明なやり方をやっているのかについては、他社以上に丁寧な説明が必要。	確認項目へ反映 （p17）
長期契約	第3回あるべき作業部会 （松村委員）	自社の小売部門に対しては長期契約があるのに、外に対して長期契約に応じていない、同じ機会がないのは、明らかに内外無差別に反している。その上で、内外無差別は満たしているのだけれど、契約期間で長期がないことはあり得る。つまりその発電事業者は、もう全て1年以内の契約で内も外も全部やっているのは、それはそれで内外無差別であり得ると思います。内外無差別ではあるけれど、それがほんとにいいことなのか、という問題提起は全く別の問題。	確認項目へ反映 （p11）
	第73回制度検討作業部会 （松村委員）	長期の契約で転売規制が入っていたら、買い手がなかなか買えるわけがない、よっぽど限定的なところでないと買えないということがかなりの程度明らかで、長期のニーズがないというのはそういう規制かけてるからじゃないのというようにことが当然あり得る。	確認項目へ反映 （p11）
	同上	例えば、監視等委員会やエネ庁に相談するというようなことまで規制するような秘密保持条項というのがもし入っていたとすると、長期に結んで実際にはひどい状況だったということがわかったのに、役所にも相談にいけないのであれば、長期契約なんて恐ろしくて結べない。	確認項目へ反映 （p11）
転売禁止・ エリア内限定の 供給	第3回あるべき作業部会 （木山委員）	極論、転売禁止だとすると、インバランスが発生しそうな場合であっても、スポットに入札できないといった議論にもなり得るわけであり、そうすると、転売を禁止する目的が何なのかなというところが少し気にはなっている。何らか合理的な目的があって転売禁止条項を入れる必要があるとしても、あらゆる場合の転売を禁止するという必要はないと思うので、その目的に沿った形で適切な範囲に限定するということが、重要だと思っている。	確認項目へ反映 （p13）
	第4回あるべき作業部会 （松村委員）	エリア限定でほかの地域への販売に使ったらいけないというのは、市場分割のおそれがあるとして過去に別の委員会で法学者から指摘があったところ。今時点でそのような取引があるのであれば、なぜそのような奇妙なことをやっているのか考えていかないといけない。小売のカルテルが問題となった事業者でこのような条項があるのであれば問題。	確認項目へ反映 （p13）

(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認項目（案）

- 内外無差別な卸売の実効性確保策：①交渉スケジュール、②卸標準メニュー、③発電・小売間の情報遮断について、実際の取組状況を特に重要な項目として確認する。

	確認観点	No.	確認項目※1	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
A	交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	社内外で同一の交渉スケジュールを明示している	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた
		2★	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか（ただし、新電力側の事情による場合は除く）	社内外で同一の交渉スケジュールで交渉が実施されていた（ただし、新電力側の事情による場合は除く）	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールで交渉が実施されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールで交渉が実施されていた
B	卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	社内外で同一の卸標準メニューを公表している	合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していないことは確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していない
		4★	卸標準メニューの外側で自社小売向けに電源を確保していないか	自社供給力から、常時BU・BL市場約定量等を除いた全量を相対卸に供出する等、自社小売向けに電源を確保していないことが確認できた	合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた
		5★	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか（大きな乖離がないか）	相対卸契約量の大宗が卸標準メニューをもとに交渉・契約締結され、且つ卸標準メニュー以外の交渉・契約について合理的な理由が確認できた（ただし、新電力側の事情による場合は除く）	合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉・契約締結がなされた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉・契約締結がなされた
C	情報遮断	6	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	-	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在する	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在しない
		7★	情報遮断の取組を実施しているか	23年度相対契約に関する特に重要な情報※2について、システムのログイン記録等の証票、または同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた	情報遮断に関する具体的な取組の説明があった	情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった

※1 以下全ての確認項目において、発電・小売が一体の会社では、社内外の無差別性を確認し、発電・小売が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する

※2 23年度相対契約の内外無差別の評価を行うという目的に照らし、情報遮断の確認対象は、23年度相対契約の交渉開始から契約締結までの期間で、新電力の契約条件とする

(D.)オプション価値に係る確認項目（案）

- 卸標準メニューに関連して、**オプション価値（通告変更量・期限）が社内外で同一に設定されているか**を確認する。また、**実際の運用が社内に有利に行われていないか**についても特に重要な項目として確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
D オプション 価値	8 ★	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量・期限）が設定されているか	社内外で同一のオプション価値が設定されている。または社内外ともにオプション価値が設定されていない	合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されていることは確認されなかった	合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されている
	9 ★	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	通告変更量や通告変更期限について、契約書等の規程で定められた通り運用されている（通告変更期限経過後、自社小売の追加調達が必要となった場合、社内取引はなく市場調達のみ、または、社内取引はあるがその時点の市場価格と同一であることが確認できた等）	合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている事例は確認されなかった	合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている

(E.)長期契約に係る確認項目（案）

- 過去御指摘の多かった**長期契約**に関して、**内外無差別に交渉・締結の機会を提供しているか**について、特に重要な項目として確認する。
- なお、**内外ともに長期契約の機会を提供していない場合**は、内外無差別の観点からは問題があるとは言えないが、**卸市場のあるべき姿としてどう考えるかについては、別途検討が必要ではないか。**

確認観点		No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
E	長期契約	10 ★	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供しているか	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供している。または、いずれに対しても交渉・締結の機会を提供していない	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している事例は確認されなかった	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している
		11	長期契約に、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等がないか	-	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等は確認されなかった	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等が確認された

【参考】JERA 26年度以降の複数年商品について

- JERAは、昨年12月、ベース・ミドル需要に対応する**2026年以降を受給対象年度とする複数年契約商品の販売を公表**し、現在そのプロセスを進めているところ。
- **グループ内外を問わず募集**を行い、事前審査を通過した申込者に対し、商品等の詳細を開示、申込者による希望の提示等を経て、契約の締結へと進む予定。
- 今般の（23年度の通年の相対契約を対象とする）**評価の対象外**ではあるものの、現時点で、**内外無差別の観点から留意すべき点等はあるか。**

	①ベース商品	②ミドル商品
供給開始時期	2026年4月	
供給エリア	50Hz/60Hzエリア ※50Hzは東京エリア、60Hzは中部エリアでの受渡し	
電源種	石炭火力/ガス火力	
需要への対応	小売電気事業者のベース需要に対応することを想定	小売電気事業者の変動需要に対応することを想定
供給期間	4～6年間（より長期の契約も協議可能）	
料金体系	2部料金（基本料金、従量料金）	
燃料価格	燃料費調整（ベース需要への対応を踏まえ、別途当社が指定する燃料価格指標による）	燃料費調整（変動需要への対応を踏まえ、別途当社が指定する燃料価格指標による）
最低契約数量	5MW	

販売プロセス（スケジュールは12/14公表時点の情報）

- （1）販売商品・プロセス等に関する説明書公表：2022年12月14日
- （2）事前審査※1,2の申込期限：2023年1月20日
- （3）事前審査※1,2の結果通知：2023年2月上旬
- （4）販売商品およびプロセス等の詳細情報開示：2023年2月上旬
- （5）申込者による商品の検討：2023年2月上旬～4月下旬
- （6）申込者による希望契約量の提示：2023年5月上旬
- （7）契約量の決定：2023年5月下旬
- （8）契約の締結：2023年6～7月頃

※1 与信基準（申込者の信用、申込者の親会社等の保証提供可否等にもとづき判断）、および販売量基準（販売電力量実績、保有電源等にもとづく需給バランスの充足状況と電力引取りの蓋然性により判断）を満たしていることを事前審査において確認（いずれも非公表）

※2 提出書類：

①事前審査申込書、②秘密保持誓約書、③財務情報等（外部格付、債務保証金額、保証提供可否等の回答＋直近3カ年分の財務諸表）、④販売電力量実績等（50Hz/60Hzエリア毎）、⑤保有電源（エリア、発電方式、設備容量、運転状態等の詳細情報一覧）

(F.G.)転売禁止・エリア内限定の供給に係る確認項目（案）

- 過去御指摘のあった転売禁止、およびエリア内限定の供給について、特に重要な項目として内外無差別性を確認する。
- なお、内外ともに転売禁止やエリア内での供給を前提とした条件が設定されている場合は、内外無差別の観点では問題とは言えないが、卸市場のあるべき姿として、例えば取引の流動性の観点から問題ないかについては、別途検討が必要ではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
F	転売禁止	12 ★	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか	社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている。または社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている	合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めていることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めている
G	エリア内限定の供給	13 ★	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売など、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか	社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がない。または社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がある	合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件があることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件がある

(H.)与信評価・取引実績評価に係る確認項目（案）

- 23年度相対卸の各社スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）において、**価格以外の評価基準として、与信評価と取引実績評価が存在した。それぞれ自社小売に有利な評価基準を設定していなかったか**について、特に重要な確認項目とする。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
H 与信評価・取引実績評価	14 ★	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	15	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	-	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例は確認されなかった	与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例があった
	16 ★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
	17 ★	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていなかったか	与信評価・取引実績評価以外に、価格以外の評価基準は存在しない。または、その他の評価基準は存在するが、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた

(I.)入札制に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸において入札を実施した事業者（東北電力、関西電力、JERA、東電EP）には、自社小売/グループ内小売が入札に参加した上で、最低価格が内外無差別に公表または非公表とされていたかについて特に重要な項目として確認する。
- なお、最低価格が非公表の場合には、社内での情報遮断を確認する必要がある。一方、最低価格が公表の場合にも、エリア需要による上限が設定されることで、結果的にエリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に有利に働いていないか、確認する必要がある。

確認観点		No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
I	入札制に特有の確認項目	18	自社小売が入札に参加しているか	-	自社小売も入札に参加している	自社小売は入札に参加していない
		19★	最低価格は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	最低価格は社内外ともに公表していた。または最低価格は非公表としていたが、卸部門と小売部門で最低価格に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	最低価格は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた	合理的な理由なく、最低価格を非公表とし、社内にものみ開示していた
		20	予定供出量は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	予定供出量は社内外ともに公表していた。または予定供出量は非公表としていたが、卸部門と小売部門で予定供出量に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	予定供出量は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた	合理的な理由なく、予定供出量を非公表とし、社内にものみ開示していた

(J.)ブローカー制に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸においてブローカー取引を実施した事業者（北海道電力、JERA）には、**自社小売/グループ内小売が優先的に数量を確保することがなかったか**について特に重要な確認項目とし、ブローカーからのデータ提供等を通じて確認する。

確認観点		No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
J	ブローカー制に特有の確認項目	21★	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	売りを売ってから買いが入るまでのレスポンスタイムを社内外で比較する等により、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかったことが確認できた	自社小売が売りのタイミングを把握している事例は確認されなかった	自社小売が売りのタイミングを把握している事例が確認された
		22★	売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことが確認できた	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた
		23	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、新電力が不利にならなかったか（例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかったか）	個別条件の交渉は一切なく、匿名の買いから先着優先で交渉に移った後は、支払い条件のみの協議を行っていた	合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする、等の交渉が行われた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする、等の交渉が行われた

(K.)相対交渉に特有の確認項目（案）

- 23年度相対卸において相対交渉を実施した事業者（北陸電力、中電HD、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）には、入札制やブローカー制と比較して透明性に劣るため、**プロセスまたは結果のいずれかにおいて内外無差別性が担保されているかどうか**について、特に重要な確認項目として説明を求める。
- また、交渉が行われず一方的に契約可否が通知された事例がなかったか、仮にそうした事例があった場合に合理的な理由があったのか、についても確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
K 相対交渉 に特有の 確認項目	24 ★	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較・評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	価格と条件の比較・評価において、社内外同一の基準で実施したことが確認できた（条件が異なる場合の価格差について合理的な説明があった）。あるいは、社内外で同一条件の契約が同一価格であることが確認できた	合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例が確認された
	25	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	-	全ての場合において受給条件の協議を実施した。または、合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例が確認された

(L.)23年度相対卸契約価格の結果に係る確認項目（案）

- 各社が23年度相対卸スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）を実施した結果、卸契約価格が内外無差別となっているかについて確認する。
- ただし、結果として自社小売の卸契約価格が新電力の卸契約価格より安くなっている場合にも、その他の特に重要な確認項目において内外無差別に相対卸交渉を実施していたと評価できる場合は、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
L	相対卸 契約価格 （結果）	26	結果として、自社小売の契約価格 $\geq$ 新電力の契約価格となっているか。 仮に自社小売の契約価格が新電力の契約価格より安い場合、そのような結果となった合理的な理由があるか	結果として、供給条件の差異等を適切に補正したうえで、自社小売の契約価格 $\geq$ 新電力の契約価格となっている	結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 $<$ 新電力の契約価格となっていることは確認されなかった	結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 $<$ 新電力の契約価格となっている

(M.)小売価格への反映に係る確認項目（案）

- 各社が23年度相対卸スキーム（入札制、ブローカー制、相対交渉）を実施した結果、調達価格が、小売価格に規制部門を含めて適切に反映されているかについて、確認する。

※小売価格は小売部門で決定するものであり、本項目は、小売部門に確認することとなるが、仮に小売価格が合理的な理由なく、調達価格を下回っている場合には、不当な内部補助が行われている可能性も否定できないことから、内外無差別な卸売の評価の一環として確認を行うべきもの。

- ただし、結果として小売平均価格が調達価格より安くなっている場合にも、燃料費の急激な変動等の合理的な理由がある場合においては、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
M	小売価格への反映	27	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む※ ¹ ）に反映されているか	「小売平均単価（規制部門含む）＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」となっている。または、供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価（規制部門含む）＞（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」となることが確認された	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」となっていることは確認されなかった	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価＋非化石証書外部調達単価）」となっている

今後の進め方（案）

- 今後は、本日の御議論を踏まえ、確認項目に基づいて各社へヒアリングを行い、23年度の通年の相対契約について内外無差別性を確認していく。
- その上で、本年6月頃を目途に、当専門会合において、確認結果を御報告させていただき、内外無差別な卸売が担保されているか、エリア毎に御確認いただく。

経 済 産 業 省

20220721電委第2号

令和4年7月22日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、令和2年度冬期のスポット市場価格の高騰等を踏まえ卸電力市場の透明性の一層の向上を図るため、発電実績情報の公開及びスポット市場における相場操縦行為の明確化等を内容とする改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針 改定事項

- 発電事業者は、認可出力10万kW以上の発電ユニットについて、合理的な理由があると認められる場合を除き、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じて発電実績をユニット毎・コマ毎に実需給後5日以内に公開されることが望ましい旨を追記する。
- スポット市場における売り札に関し以下の内容を追記する。
 - ・ 卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい旨。
 - ・ スポット市場においてこのような行動をしている限りにおいて、相場操縦である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする旨。
 - ・ 市場支配力を有する可能性の高い事業者においては余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められ、当該事業者が合理的な理由なく限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、相場操縦行為である「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することをより強く推認させる一要素となる旨。
 - ・ 上記でいう余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう旨。
 - ・ 上記でいう限界費用とは、電力を1kWh追加的に発電する際に必要となる費用をいう旨、燃料費について卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には燃料の追加的な調達費用を考慮し得る旨、及び、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る旨。
 - ・ 上記でいう市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、分断発生率

が継続して高い連系線により区分した市場において、発電容量（長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を基準として、市場シェア20パーセントを超える、又は、主要な供給者（Pivotal Supplier：需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者（当分の間、過去5年間で地域間連系線分断率が一度でも一定の値を超える月があるか否かを基準として画定した市場において市場シェア50パーセントを超える発電容量を保有する電気事業者を含む）のことをいう旨。